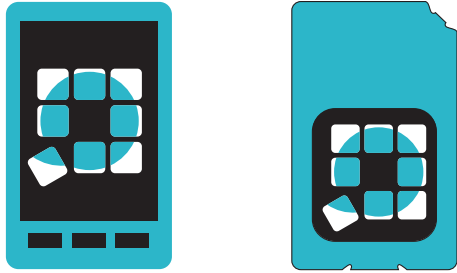




規約集



ONLYスマホ・ONLYSIM

お申込サービスの規約内容にご同意のうえ、
お申し込みください。
重要事項説明もお読み下さい。

※記載の価格は税抜価格です。
※記載されている会社名、製品名およびサービス名は、各社の登録商標および商標です。
※サービス内容および提供条件は、改善等のため予告なく変更する場合があります。
※最新の規約等についてはサービスホームページ (<http://only.ne.jp>) でご確認ください。

ONLYSERVICE by BENEFIT JAPAN

本書面の内容について同意し、
ONLY SERVICE、ONLY スマホ・ONLY SIM を申し込みます。

ご同意日	年 月 日
ご署名	

目次

【ONLY スマホ・ONLYSIM サービス】重要事項説明	2
【ONLY SERVICE 会員規約】.....	5
【ONLY スマホ対応機器販売利用規約】.....	6
【ONLY スマホ・ONLYSIM】.....	7
【音声通話機能付コース】.....	10
【高速チケットオプション】.....	12
【ずっと安心補償】.....	13
【遠隔サポート for Android】.....	13
【無制限クラウド AOS Cloud】.....	14
【セキュリティサービス for Android】.....	16
【フィルタリングサービス for Android】.....	17
【ONLY スマホ・ONLYSIM 料金表】.....	18

ONLY スマホ・ONLYSIM に関する重要事項説明

本書面は、ONLY スマホ・ONLYSIM をご利用の際に注意が必要な重要事項をご説明するものです。ご契約になる内容を十分に理解いただいたうえで、お申し込みください。また確認いただいた本書面は大切に保管ください。

ONLY スマホ・ONLYSIM は株式会社ベネフィットジャパン（以下、「弊社」といいます）が運営している ONLY SERVICE 会員にご登録いただくことによりサービスをご利用いただけます。ONLY SERVICE 会員についての詳細は本書面 P.5 をご参照ください。ご契約機器の機種につきましてはお申込書及びマイページ※1に記載しておりますのでご確認ください。

※1 マイページとは、各種サービスのご利用に必要な情報をインターネットで確認することができる、お客様専用のページです。URL：http://only.ne.jp

■ご利用可能なエリアについて

ONLY スマホ・ONLYSIM(以下、「本サービス」といいます)は、株式会社 NTT ドコモが提供する Xi[®]回線を利用し、データ通信や音声通話、SMS が利用可能なモバイルサービスです。必ずご利用になる地域のサービス提供状況をご確認のうえ、本書面とお申し込み頂く各ご利用規約をご確認・ご理解頂きお申し込みくださいますようお願いいたします。サービスエリア内でも屋内や周辺の障害物(建物・地形)などによりご利用にならない場合があります。又、高層ビル、マンションなどの高層階で見晴らしの良い場所であっても、ご利用にならない場合があります。電波の弱いところ、電波状態の悪い所ではご利用にならない場合があります。なお、電波が強くアンテナマークが3本立っていて、移動せずに使用している場合でも通信・通話が切れる事がありますのでご了承ください。電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。スマートフォン(以下、「移動機」といいます)に表示されるアンテナマークは目安としてご利用ください。なお、サービス提供状況の詳細はホームページ <http://servicearea.nttdocomo.co.jp/inet/GoRegcorpServlet?rgcd=03> よりご確認ください。・「Xi/ クロッシィ」は株式会社 NTT ドコモの登録商標です。

■ご利用上の注意事項

【データ通信専用 SIM カード・音声通話機能付 SIM カード共通】

本サービスを利用する移動機が、下記いずれかに該当するか、事前にご確認ください。
・技術基準適合証明等を受けている。
・株式会社 NTT ドコモのローミングパートナーである外国の電気通信事業者の無線局の無線設備。

●「データ通信専用 SIM カード」「SMS 付 SIM カード」「音声通話機能付 SIM カード」で提供する SIM カードのサイズは、それぞれ「標準 SIM」「microSIM」「nanoSIM」の3種類です。

●店頭にて購入するパッケージのデータ通信専用 SIM カード、SMS 付 SIM カードには SIM カードが同梱されており、音声通話機能付 SIM カードのパッケージには SIM カードが同梱されておりません。

●本サービスのお申し込み後のキャンセルはできません。

●本サービスのお申し込みには有効なメールアドレスのご登録が必須となります。

●SIM フリーの通信端末もしくは株式会社 NTT ドコモの LTE に対応したデータ通信端末をご用意ください。

●契約手続が完了する前であっても、限定的な条件のもと一部機能を用いた通信を行うことができない場合があります。契約手続完了前に行う通信は、「ONLY スマホ・ONLYSIM ホームページへのアクセス及びそのために必要な通信」に限ります。それ以外の通信が確認された場合、弊社は、事前の通知なく当該 SIM カードによる通信を停止する場合があります。

●残った基本通信容量は翌月に繰り越すはできません。

●SIM カードは、本サービスを提供するにあたり、お客様に貸与するものである為、SIM カードのカットなどの加工は禁止させていただいております。

【データ通信専用 SIM カード】

●データ通信専用 SIM カードパッケージに含まれる SIM カードはデータ通信専用です。音声通話は付帯しません。国際ローミングには非対応です。

【音声通話機能付 SIM カード】

●音声通話機能付 SIM カードパッケージのお申し込み手続きと本人確認が完了次第、お申し込み内容に不備がない場合、10日程度で本人確認書類に記載のご住所宛に「転送不可」にて発送いたします。

※配達状況によって、お届けまでの日数が前後する可能性があります。あらかじめご了承ください。

●音声通話機能付の最低利用期間は、利用月を起算月とする6ヶ月契約となります。

■通信速度の制御について

本サービスではネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、一度に大量のデータを送受信する通信が一定期間継続された場合、通信速度や通信量を制御させていただきます。通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信を制限することがあります。またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を切断することがあります。会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生(YouTube等)やファイル交換(P2P)アプリケーションの利用・アプリケーションのダウンロードなど、帯域を継続かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限されることがあります。平均的な利用者を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社または第三者のネットワークに過大な負荷を与えている会員の通信を制御または帯域を制限する場合があります。迷惑メール送信防止のため、特定のポート利用の制限を行うことがあります。月間の通信量が各プランの上限通信量を超過した場合、当月末まで通信速度が送受信最大 200kbps に制限されます。

■お申し込みについて

【お申し込み時にご用意いただくもの】

●ご本人様名義のクレジットカード

(未成年者(12歳以上20歳未満)の場合は、親権者名義であればこの限りではありません。未成年者(12歳以上20歳未満)のお申し込みの場合、親権者の同意が必要となります。お申し込みの際は、当社所定の同意書をご提出ください。なお、確認のため、親権者の方へお電話を差し上げる場合があります。)

法人名義でのお申し込みの場合は、法人名義のクレジットカードもしくは、代表者名

義のクレジットカードに限りです。

ご利用いただけるカード会社は、VISA, Mastercard, JCB, AMEX, Diners Club です。
※海外発行カード・デビットカード・Vプリカ等はご利用いただけません。

●本人確認書類

運転免許証等の氏名・住所・生年月日の記載がある書類のコピーが必要になります。ご利用いただけるのは以下の書類です。

- ・運転免許証
- ・日本国パスポート+【補助書類】
- ・被保険者証 国民健康保険+【補助書類】
- ・健康保険証+【補助書類】
- ・住民基本台帳カード(写真付きカードのみ)
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・外国人登録証明書

【補助書類】

- ・住民票(発行から3ヶ月以内のもの)
- ・公共料金領収書(発行から3ヶ月以内で現住所の記載があるもの)

お引越など本人確認書類と現住所が異なる場合

上記本人確認書類のいずれか1点に加えて、上記のいずれか1点の補助書類をご用意ください。

●MNP(携帯電話番号ポータビリティ)をご利用される方-MNP 予約番号
現在契約している携帯電話会社の電話番号をそのままお使いいただける MNP をご利用される方は、MNP 予約番号をご用意ください。詳細は本書面 P.4(「MNP(携帯電話番号ポータビリティ)について」)をご確認ください。

※携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認のため、運転免許証・日本国パスポート・健康保険証などの本人確認書類が必要です。お申し込み内容の不備により、本サービスお申し込み手続き後にもサービスを提供できない場合があります。

■お支払いについて

お支払いはお客様ご指定の(使用可能なブランドに限る※海外発行カード・デビットカード・Vプリカ等は取り扱いません)クレジットカードでのお支払いとなり、クレジットカード会社指定日に振り替えされます。

(振替日はお客様のクレジットご契約により異なります。)

※クレジットカードは、会員ご本人名義に限ります。未成年者(12歳以上20歳未満)の場合は、親権者名義であればこの限りではありません。

ご利用料金は本サービス月額基本使用料、各オプション使用料、ユニバーサルサービス料、移動機代の合計となります。

本サービス基本使用料は、初月より料金が発生します。各オプションは、サービス開始月の翌月より料金が発生いたします。

通話料金・SMS 通信料金のご請求は2ヶ月後のご請求となります。

(例：1月ご利用分→3月分請求に含まれます)

移動機の分割支払期間中に本サービスを解約された場合、お支払いが済んでいない残債額を分割払い(お支払回数以内)または一括払いのいずれかとしてお支払いいただく必要がございます。

弊社指定の支払期日までに前払いの確認が出来ない場合、延滞利息(本書 P5.ONLYS ERVICE 会員規約第9条を参照)を請求する場合があります。本サービスの利用停止とさせていただきます。なお、回線の利用停止中も月額料金が発生いたします。また、支払いの督促に係る料金として別途手数料を請求させていただきますのでご了承ください。

※記載の金額は全て税抜価格です

■料金について

【手数料】

項目	価格
事務手数料	3,000円
SIM カード再発行手数料	3,000円
MNP 転出手数料	3,000円

●パッケージを店頭にてご購入いただいている場合、事務手数料はかかりません。

●初回のご請求については、事務手数料を合算して請求致します。

●SIM カードを再発行または電話番号を変更した場合、以下の点にご注意ください。

・「留守番電話サービス」に保存されている伝言メッセージおよび SMS センターに保存されている SMS は、全て消去されます。

・「留守番電話サービス」、「転送電話」等は、全ての設定が初期状態に戻ります。

【基本プラン】

月額基本使用料

高速データ通信量	コース(SIM カード種類)		
	音声通話機能付	データ専用	データ専用 SMS オプション付
基本プラン	3GB	1,600円	900円
	7GB	2,980円	2,280円
			データ専用コース 料金 + 150円/月

●ご利用に応じて通話料・通信料がかかります。

●本サービスは月途中に利用開始・解約の場合でも、月額使用料の減額、日割計算は致しません。

●「プラン」の変更は、お申出月の翌月から適応されます。

サービスご利用開始後に「コース」の変更をご希望の場合は、ご契約中の SIM カードのコースをご解約いただき、新規でご希望のコースの SIM カードをお申し込みください。その際事務手数料がかかります。音声通話機能付コースからデータ専用コースへ変更する場合、契約期間に応じ、契約解除料がかかる場合がありますのでご注意ください。

●SIM カードの仕様、性能は予告なしに変更する場合があります。

【移動機代】

●お申し込み時に選択されました機種を弊社指定金額・回数にてお支払いいただきます。申込書及びマイページにてご確認ください。

【国内通話・通信料】

通信種別	価格
通話料	20円/30秒
SMS送付料	3円～(70文字～)/1回

●通話料金・SMS通信料金のご請求は2ヶ月後のご請求となります。

【高速チケットオプション】

オプション	価格
100MB	300円
500MB	1,000円

購入された高速通信容量の有効期限は、チャージ日を含め3ヶ月となります。有効期限終了および解約後はご利用いただけません。一度購入されたチケット代の返金はお受けできません。

【オプション】 月額 ※得得セット 最大60日500円

オプション	価格	音声付 コース	データ専用 コース
スマホ得得セット (安心・サポート・クラウド)	900円	●	●
ずっと安心補償	500円	●	●
遠隔サポート	500円	●	●
無制限クラウド	500円	●	●
セキュリティ	380円	●	●
フィルタリング	570円	●	●
留守番電話	350円	●	
キャッチホン	250円	●	

●留守番電話

電源OFF時や、電話に出られない時に、相手のメッセージをお預かりします。最長3分、最大20件まで録音可能です。お預かりした伝言メッセージは音声電話・テレビ電話それぞれ20件ずつ、72時間保存されます。

●キャッチホン

通話中にかかってきた別の電話を信号音(通話中着信音)でお知らせします。お話し中の通話を保留にします。あとからかかってきた電話を受けられます。重要な電話を待っている中でも安心して通話ができます。あとからかかってきた相手とも簡単なボタン操作で切替えができます。

■SMSについて

電話番号を指定してメッセージを携帯電話間で送受信できるSMS(ショートメッセージサービス)をご利用いただけます。SMS認証が必要なSMSアプリなどの登録がスムーズに行えます。

※データ専用コースのみご利用いただけません。

SMS本文に半角カタカナや絵文字を使うと、受信側で正しく表示されないことがあります。送信料金は送信文字数により異なります。

送信文字数		国内	国内から海外	海外から
全角	半角英数字のみ	送信料金	送信料金	送信料金
1-70	1-160	3円	70円	120円
71-134	161-306	6円	140円	240円
135-201	307-459	9円	210円	360円
202-268	460-612	12円	280円	480円
269-335	613-765	15円	350円	600円
336-402	766-918	18円	420円	720円
403-469	919-1071	21円	490円	840円
470-536	1072-1224	24円	560円	960円
537-603	1225-1377	27円	630円	1,080円
604-670	1378-1530	30円	700円	1,200円

移動機またはアプリによっては全角最大670文字(半角英数字のみの場合は1530文字)までの文字メッセージを送受信できます。

全角71文字(半角英数字のみの場合は161文字)以上の文字メッセージを送信した場合、移動機またはアプリによってはメッセージが分割されて届く場合があります。

1日に送信できるメッセージは、全角70文字(半角英数字のみの場合は160文字)以内の場合200回未満となります。

■海外通話について

海外へかける・送る(国際電話)

●通話/通信料はご利用される国・地域によって異なります。詳細は弊社ホームページをご確認ください。http://only.ne.jp/only_sumaho.html

●相手先につながらない場合や、フリーダイヤルにかけた場合でも、通話料が発生することがあります。

海外で使う(国際ローミング)

●通話/通信料はご利用される国・地域によって異なります。詳細は弊社ホームページをご確認ください。http://only.ne.jp/only_sumaho.html

●海外の通信事業者のネットワークに依存したサービスのため、海外の通信事業者など弊社以外の第三者の責めに帰すべき事由によりご利用いただくことができなかった場合、お客様が被った被害や海外の通信事業者が独自に提供するサービスについて、弊社は一切の責任を負いかねます。

●海外でご利用の通話料・通信料は、お客様が加入されている基本プランの対象外となります。料金が高額となる恐れがありますので、ご利用の際は十分にご注意ください。スマートフォンのソフトウェアやアプリケーションは自動的に通信を行い、パケッ

ト通信料が高額となる可能性があります。(起動時にも各種設定等のため自動的に通信を行います。)

●海外で着信し電話に出る(応答する)場合や、サーバーメール操作(リスト更新・メール削除等)、一部留守番電話サービスにも料金がかかります。

●月間のご利用料金が一定額を超えた場合に国際ローミングを停止する目安額(50,000円/月)が設定されていますが、毎月のご利用料金を目安額以下とすることを保証するものではありません。

●海外で携帯電話やSIMを盗難・紛失された後に発生した通話・通信料もお客様のご負担となるため、通信停止の手続きをおとりください。

【国際電話・国際ローミングの料金について】

通信種別	価格
通話料	弊社ホームページにてご確認ください
SMS送付料(国際)	70円～(70文字～)/1回
国際電話・初期利用限度額	約10,000円/月
国際ローミング・初期利用限度額	約50,000円/月

●通話料金・SMS通信料金のご請求は2ヶ月後のご請求となります。

●国際電話・国際ローミングは音声通話機能付コースをお申し込みの場合、別途の申し込みすることなくご利用いただけます。(国際電話通話料が別途かかります)月間のご利用限度額を設定させていただきます。国際電話・国際ローミングで初期利用限度額以上をご利用される予定がある場合、事前に利用限度額の上限を変更されることをお勧めいたします。変更される場合は弊社カスタマーセンター(本書面P4参照)にご連絡下さい。ご利用限度額を超えたことを弊社が確認したときから、当該料金の月末まで国際電話・国際ローミングを利用することはできません。

●弊社は、国際電話・国際ローミングの料金その他の債務の支払状況に応じて、ご利用限度額の引下げを行うことがあります。

●弊社は、お客様が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、国際電話の提供を停止することがあります。

(1) 国際電話・国際ローミングの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなおお支払いのとき(弊社が定める方法による支払いのないとき、および支払期日経過後に支払われ弊社がその支払いの事実を確認できないときを含みます)。

(2) お客様が弊社に届出している情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出された内容が事実と反することが判明したとき。

(3) 弊社の業務または国際電話にかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。

(4) 国際電話・国際ローミングが他のお客様に重大な支障を与える状態で使用されたとき。

(5) 国際電話・国際ローミングが違法な状態で使用されたとき。

■移動機について

【データ管理について】

移動機には、最新のソフトウェアやアプリケーションを確認するための通信、データを同期するための通信など、一部自動的に通信を行う仕様となっています。通信が自動で行われた場合もデータ通信料が発生します。

移動機に保存したデータ(SDカードなどの外部メモリー含む)は、お客様の責任のもと管理をお願いいたします。移動機の修理、故障や紛失などにより生じたデータの消失や変更による損害について弊社では一切の責任を負いかねます。また、修理の際には移動機内のデータは消去いたします。

【故障について】

移動機の故障の場合は、弊社カスタマーセンター(本書面P4参照)までお問い合わせください。故障の可能性がある場合は移動機を弊社までお送りいただけますが、その際の送料はお客様のご負担となります。また、別途修理費をご負担いただく場合があります。

なお、移動機の修理・交換対応には通常1～2週間程度かかりますが、代替機のご用意はございません。修理・交換対応中、ご利用いただけない場合であっても原則として、ご利用料金が発生いたします。

【紛失について】

移動機を紛失した場合は、弊社カスタマーセンター(本書面P4参照)までお問い合わせください。利用停止の手続きをいたします。

なお、利用停止中であってもご利用料金が発生いたします。

【アプリケーションのご利用について】

インターネット上からインストールされたアプリケーションによっては、動作が不安定になる可能性があります。お客様ご自身でインストールされるアプリケーションおよびそれに起因するすべての不具合については、保証の対象外となります。

【取り扱いについて】

移動機のご利用にあたっては、以下の点にご注意ください。

高温になる場所での使用・放置は機器の変形、故障や電池パックの漏液・発熱・発火・破裂の原因となります。また、ケースの一部が熱くなりやけどの原因となることがあります。

水中に沈めたり、大量の水をかける等移動機を濡らすと、発熱・感電・火災・けが・故障などの原因となります。

充電端子を金属製のストラップやヘアピンなどに接触させると、発熱・発火の原因となることがあります。

加熱すると、電池パックの漏液・発熱・破裂・発火、移動機や充電器の発熱・発煙・発火・故障の原因となります。

分解・改造などをすると、火災・けが・感電などの事故または故障の原因となります。弊社で提供または指定したものを以外をご利用になると、電池パックの漏液・発熱・破裂・発火や充電器の発熱・発火・故障などの原因となります。

電池パックは、異臭・発熱・変色・変形などに気付いたら、やけどやけがに注意して電池パックを取り外し、火気から遠ざけてください。異常があるままご利用になられると、漏液・発熱・破裂・発火などの原因となります。

■ユニバーサルサービス料について

本サービスにおいて、1電話番号あたり3円/月のユニバーサルサービス料のご負担をお願いいたします。この費用につきましては半年ごとに改定されることになっており、お客様のご負担額が変更となる場合がございます。詳細は電気通信事業者協会ホームページ(<http://www.tca.or.jp/universalservice/>)にてご確認ください。

(2016年7月1日時点)

■ずっと安心補償について

ずっと安心補償の適用期間は申し込みを受け、弊社がそれを承諾した日の翌月からずっと安心補償規約の規定に基づき本サービスの契約が終了する日までとします。通常使用による自然故障、偶発の事故(火災、盗難、紛失、破壊、落雷、水漏れ等)で使用不能となった場合、リファビッシュ品の移動機を3,000円(税抜)で交換できます。

※但し、移動機のSIMカードが必要な場合(紛失や盗難・水没などで使用できない場合等)は別途再発行手数料として、3,000円(税抜)が必要となります。

●お申し込みは、弊社及び ONLY SERVICE 取扱代理店にて ONLY スマホ・ONLYSIM のご契約時と同時に申し込みの場合に限られます。

●移動機の交換の申請は、サービス開始日より2年間で2回を限度とします。

●サービス開始は弊社から移動機を送った翌月からとなります。

●交換サービスを受けた翌日から6ヶ月経過しなければ、新しく申請ができません。

●事故状況説明書および必要添付書類が提出されない場合、または本サービス利用料金の未納がある場合は交換サービス申請には応じられません。なお、ずっと安心補償にご加入いただけない場合、機器の再購入は実費となります。

■フィルタリングサービスについて

●青少年(18歳未満のお子様)のお客様が移動機でインターネットサービスをご利用いただく場合、原則としてフィルタリングサービスへの加入が必要となります。ただし、保護者の申し出があれば加入する必要はございません。

●インターネットサービスを利用することで有害な情報に接し、また、違法な行為の誘発またはその被害を受けるおそれがあります。

●お子さまによるインターネットのご利用に関しては、親権者さまによる利用状況の把握や利用方法の管理のもとおこなってください。

●フィルタリングサービスにご加入いただいた場合、弊社指定のサイトから専用アプリをダウンロード、インストールする必要があります。

※フィルタリングサービスを利用、または利用ができなかったことにより、その他フィルタリングサービスに関連する事項に起因または関連して生じた損害・被害について、弊社は一切の責任を負いません。

■MNP(携帯電話番号ポータビリティ)について

【転入について】

他社からの転入時、お申し込み時点で、MNP 予約番号の有効期間が7日以上残っている必要があります。開通手続きはお申し込み時に申告された MNP 予約番号有効期限の残日数が2日前までお申し込みいただけます。

期限内にお申し込みが無い場合は弊社にて開通処理を実施いたします。この場合、日時の指定はできません。

特定の事業者からの MNP 転入は受け付けできない場合があります。

MNP 予約番号発行時の電話番号の名称と、ONLY スマホ・ONLYSIM サービスお申し込み時のご登録の名称は同一である必要があります。名称が異なる場合は、ONLY スマホサービスお申し込み前にご利用の携帯電話会社側で名称変更が可能かと確認ください。

SIM カード及び移動機は、配送での提供となりますので、10日程度お届けします。詳しくは MNP についてのホームページ (http://only.ne.jp/only_sumaho-sim-mnp.html) にてご確認ください。

【転出について】

転出時、MNP 転出手数料 3,000円(税抜)が必要です。

データ通信専用コースの電話番号は、MNP の対象外です。

MNP 予約番号発行は、翌日(土日祝を除く)になります。

MNP 予約番号発行中は、解約申し込みは行えません。

解約申し込みを入れている場合は MNP 予約番号の発行は行えません。

MNP の予約番号の有効期間は、予約日を含めて15日間となります。有効期間を過ぎると予約番号は失効します。

予約番号発行のお申し込みのキャンセル、および発行した予約番号の解除はできません。発行した予約番号を利用した転出を行わない場合、予約番号の有効期限切れ後数日解除されます。

■中途解約について

中途解約・ご契約内容の変更をご希望の場合は、弊社カスタマーセンター(本書面 P.4 参照)にご連絡ください。速やかに対応いたします。音声通話機能付コースは課金開始日から6ヶ月を最低利用期間とし、6ヶ月以内にご解約される場合は契約解除料 9,500円(税抜)が発生いたします。ご解約時、移動機の未払い代金があるときには、当該未払いの移動機の代金を分割払い(お支払残回数以内)または一括払いのいずれかとしてお支払いいただけます。

【契約解除料】

項目	価格
音声通話機能付コース(6ヶ月以内)	9,500円
データ通信専用コース	無料

全コースご解約時、未払いの移動機代金があるときには、当該未払いの移動機代金を分割払い(お支払残回数以内)または一括払いのいずれかとしてお支払いいただけます。

■解約について

本サービスのご解約手続きをされる場合は、弊社カスタマーセンター(本書面 P.4 参照)までご連絡ください。

ご解約時には、SIM カードを弊社カスタマーセンター宛に解約月 5 日 19:00 までに、ご返却して頂く必要があります。(SIM カードの所有権は株式会社 NTT ドコモに帰属しています。SIM カードは貸与品となります。)ご返却頂けない場合には、3,000円(税抜)の SIM カード再発行手数料が発生します。

毎月 20 日までにお手続きいただけますと、当月のご解約となります。ご解約月の料金について、日割計算は行いません。移動機の分割支払期間中に本サービスを解約された場合、お支払いが済んでいない残債額を分割払い(お支払残回数以内)または一括支払いのいずれかとしてお支払いいただく必要がございます。

■サービス条件の変更

弊社ホームページへの掲載、文字メッセージ(SMS など)の配信または弊社が適当であると判断する方法により変更の内容を通知することによって、約款、提供条件、規約などの内容を変更できるものとします。

■お問い合わせ先

ベネフィットジャパンカスタマーセンター

●契約1ヶ月以内のお客様(入会申込書の申込日をご確認ください)

050-3331-7420

●上記以外のお客様

050-3387-0630

(年末年始・弊社指定休日を除く 11:00~19:00)

〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-31-1 日本生命五反田ビル 3F

■お申し込みによる個人情報の取扱いについて

お客様からお預かりする個人情報に関しては、弊社サービスの契約申込顧客管理業務に限って利用し、その他目的以外での使用は行いません。お客様のお申込み関連書類に関して、個人情報保護の観点から弊社は責任を持って管理し、ご返却は一切致しません。また、ご契約を辞退されたお申込み関連書類に関しては弊社が責任をもって機密廃棄を行い、ご返却は一切致しません。

【利用目的】

弊社サービス契約申込顧客管理業務の為

新サービスご案内の為

【提供】

個人情報について、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することは、原則いたしません。

提供先・提供情報内容を特定したうえで、ご本人の同意を得た場合に限り、提供します。

ただし、以下の場合は、関係法令に反しない範囲で、ご本人の同意なく個人情報を提供することがあります。

1. ご本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
2. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の承諾を得ることが困難である場合
3. 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
4. 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示または提供を求められた場合
5. 法令により開示または提供が許容されている場合

【第三者の範囲】

以下の場合に、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

1. 弊社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取扱いについては弊社が責任を負います。)

2. 弊社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

【個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について】

申込用紙に記入頂く個人情報については、お客様の任意となりますが、ご記入いただけない場合、原則として個人情報取得時に必要となる項目については、契約上不備となり各々のサービスをお受けできない場合があります。

【個人情報開示、訂正、削除請求方法】

個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加請求は、本人、または法定代理人、本人が委託した代理人にて行うことができます。開示等の請求は、弊社の個人情報保護担当窓口にて受付いたします。

【個人情報に関するお問合せ先】

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 個人情報保護苦情相談室

電話番号 フリーダイヤル: 0120-700-779

【取扱事業者】

株式会社ベネフィットジャパン

個人情報保護管理者

担当部署名: 個人情報保護担当

電話: 06-6223-9888

<http://www.benefitjapan.co.jp/>



20000798

■クーリングオフについて

お申込書控受取後、電話受付の場合は本書面受取後8日以内であれば、クーリングオフをお受けしております。

クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまではクーリングオフができます。クーリングオフの効力はお客様が書面を發したとき(郵便消印日付)から生じます。

クーリングオフをご希望の場合は、下記ベネフィットジャパンカスタマーセンターにご連絡下さい。

--- ベネフィットジャパンカスタマーセンター ---

■電話: 050-3331-7420

(受付時間: 11:00~19:00 年末年始・弊社指定休日を除く)

■SIM・商品返却先: 〒141-0031

東京都品川区西五反田 1-31-1 日本生命五反田ビル 3F

株式会社ベネフィットジャパンカスタマーセンター宛

※店頭にてパッケージをご購入の場合は、クーリングオフ対象外となります。

【ONLY SERVICE 会員規約】

本規約は、株式会社ベネフィットジャパン（以下「弊社」といいます）が運営する「ONLY SERVICE」の会員規約（以下「本規約」といいます）に同意いただいた方が入会するサービスの利用に適用されるものとします。

第1条（定義）

- 「ONLY SERVICE」とは、弊社が運営する会員制サービスをいいます。
- 「各種サービス」とは、弊社が提供するメールアドレスやインターネットセキュリティ等の様々な有料サービスをいいます。
- 「会員」とは、各種サービスの全部または一部を利用することができ、また弊社が取り扱っている製品・商品や、提供する各種サービスの案内を無料で受けることができるサービス（以下「無料案内サービス」といいます）に弊社が定める手続きに従い入会した法人または個人をいいます。
- 「個別規約」とは、各種サービスの利用に関して、弊社が別途定める規定をいいます。なお、個別規約には、弊社が随時通知またはホームページ上に掲示する条件を含むものとします。
- 「本規約等」とは、本規約および個別規約を総称していいます。
- 「ID等」とは、弊社が会員に貸与するユーザーID、自己の設定するパスワード、その他各種サービスを利用するために弊社が会員に対して付与する記号または番号をいいます。
- 「会員情報」とは会員が弊社に対して提供する、氏名、住所、生年月日、カード番号等の会員を認識もしくは特定できる情報をいいます。
- 「履歴情報」とは、弊社に記録されている会員による各種サービスの利用履歴をいいます。

第2条（規約の適用）

- 本規約は、無料案内サービスに関する弊社と会員との間において適用されるものとします。
- 本規約に定める内容と個別規約に定める内容が異なる場合には、別途弊社が明示的に定める場合を除き、個別規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
- 弊社は、弊社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約等を変更できるものとします。ただし、本規約等の変更内容の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、本規約等の変更に関する通知の日から起算して1日以上予告期間において変更後の本規約等が適用されるものとします。

第3条（入会）

- ONLY SERVICEの会員登録希望者（以下「入会希望者」といいます）は、本規約を承認した上で、弊社が指定する手続きに従って、会員登録を申し込むものとし、弊社がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で成立して会員となるものとします。
- 未成年の入会希望者は、自らの法定代理人から事前に同意を得た上で、前項の手続きに従って、会員登録を申し込むものとします。
- 本条第1項および第2項に定める申し込みについて、入会希望者が以下のいずれかに該当することを弊社が確認した場合、弊社はその申し込みを承諾しない場合があります。入会希望者は予めこれを了承するものとします。
 - 登録申し込みにあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合
 - 登録申し込みにあたり、指定カード会社より無効扱いの通知を受けた場合
 - 過去に各種サービスの利用資格の停止又は失効を受けた場合
 - 過去に各種サービスの利用に際し、料金の未納、滞納をした場合
 - 入会希望者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合
 - その他、業務の遂行上または技術上、支障をきたすと弊社が判断した場合

第4条（会員の氏名等の変更の届出）

- 会員は、氏名、住所、電話番号、その他弊社への届出内容を変更するときは、直ちに弊社所定の変更手続きを行うものとします。
- 前項の届出がなかったことで、会員が各種サービスの利用不能などの不利益を被ったとしても、弊社は一切責任を負わないものとします。

第5条（通知）

- 弊社から会員への通知は、通知内容を書面、電子メールまたは弊社のホームページ上によるものとし、書面による場合は、普通郵便、内容証明郵便、書留郵便もしくはファクシミリにて送付するものとします。
- 前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を電子メールの送信または弊社のホームページ上の掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が会員宛に送信された日または弊社のホームページに掲載された日に行われたものとします。書面による場合は会員宛に送付した日に行われたものとします。
- 会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第6条（各種サービスの利用）

- 各種サービスの申し込み条件は会員であることとします。
- 会員は、本規約等に従って各種サービスを利用するものとします。
- 会員は、各種サービスと同時にまたはこれに関連して弊社以外の他社提供の類似サービスを利用する場合であっても、各種サービスの利用に関しては、本規約等の内容に従うものとします。
- 会員は、本規約等に明示的に定める場合を除き、自己または利用者が各種サービスを通じて発信する情報および自己または利用者による各種サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者および弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
- 各種サービスの利用に関連して、会員もしくは利用者が他の会員、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは会員もしくは利用者が他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第7条（ID等の管理）

- 会員は、弊社から発行された各種サービス毎のID等の管理責任を負うものとする。
- 会員は、ID等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならない

ものとし、また、ID等の名義変更はできないものとします。

- 弊社は、ID等の誤使用や第三者の使用による損害は負いかねます。
- 会員は、会員のID等により各種サービスが利用されたときには、会員自身の利用とみなされます。但し、弊社の故意または過失によりID等が第三者に利用された場合はこの限りではないものとします。

第8条（各種サービスの料金）

- 各種サービスのご利用料金は、別紙書面およびホームページ上にて通知することとします。
- 各種サービスのご利用料金は、暦月単位で計算し会員に毎月請求します。
- 弊社が指定する各種サービスの複数セットのご利用料金は、契約月は無料、契約月+1ヶ月は500円（税抜）、契約月+2ヶ月以降はセット利用料金とします。
- 各種サービスのご利用開始日が1ヶ月を満たさない場合は次月からの請求開始と致します（ONLY PC サポートサービスは翌々月）。
- ONLY Mobileについては、ご利用開始月からの請求開始と致します。ご利用開始日が途中で如何に関わらず、月額利用料金の減額、日割計算は致しません。

第9条（料金および支払い）

- 会員は、各種サービスの利用にあたって、別途弊社が定める利用料等の料金を、別途弊社の定める方法により支払うものとします。
- 弊社がクレジットカードによる料金等の支払いを認める場合、弊社が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードのみを利用することができ、会員は当該クレジットカード会社の定める規約等に基づいて料金等を支払うものとします。また、料金等は当該クレジットカード会社の定める規約等において定められた振替日に会員指定の口座から引落すものとします。
- 会員と、前項のクレジットカード会社又は決済代行業者との間で料金等の支払いを巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、弊社を免責するものとします。弊社は、当該紛争に関連して会員又は第三者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、なんら責任を負わないものとします。
- 利用契約が終了するまでの期間において、第11条に定める各種サービスの停止および失効の事由により各種サービスの全部を利用することができない状態（以下「利用不能」といいます。）が生じたときであっても、会員は、その利用不能期間中の料金等の支払いを要するものとします。但し、第17条第1項に基づき弊社が会員に対して賠償義務を負う場合の、当該賠償金額相当額については、この限りではありません。
- 弊社は、弊社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、第8条および本条第1項に定める料金およびその支払方法を変更することができるものとします。ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、会員が本規約第14条に従って該当する各種サービスの解約を申し入れない場合、会員によってかかる変更は承認されたものとみなします。

第10条（延滞利息）

会員は、各種サービスのご利用料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の弊社が定める日数について年14.6%割合（年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合とします）で計算して得た額を延滞利息として、弊社が指定する期日までに支払うものとします。

第11条（各種サービスの停止および失効）

- 以下の各号の一に該当する場合、弊社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員の各種サービスの全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。
 - 会員が第16条各号に定める禁止行為を行った場合。
 - 会員が各種サービスに関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
 - 会員が死亡または清算された場合、その他会員が権利能力を失った場合。
 - その他、会員として不適切または各種サービスの提供に支障があると弊社が判断した場合。
 - その他、会員が本規約等に違反した場合。

- 第1項の規定に従い何れかの各種サービスの利用資格が停止または失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生した各種サービスに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括支払いするものとします。
- 第1項の規定に従い、会員の各種サービス利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、会員によって既に支払われた各種サービスに関する料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。
- 弊社は、営業上、技術上などの理由により各種サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。

- 弊社は、各種サービスの廃止を行う場合、1ヶ月前までに会員に廃止の理由を通知することとします。なお、弊社が緊急であると判断し、やむを得ない場合は、この限りではない。
- 弊社は、各種サービスの廃止により、会員または第三者が被った如何なる損害について、その理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第12条（各種サービスの提供の制限）

- 天災、地震、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、弊社の管理する設備もしくはシステムの保守などの定期的または緊急に行う場合、あるいは弊社の管理する設備またはシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、弊社は、自らの判断により会員に対する各種サービスの提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、弊社は、本項の規定により各種サービスの提供を制限する場合、弊社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知または弊社のホームページ上に掲示するものとします。但し、かかる各種サービスの提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。
- 弊社は、本規約等の各種サービスの提供の制限によって生じた会員の損害につき一切の責任を負わないものとする。

第13条（退会）

会員は、退会希望を書面にて弊社に申し入れ、弊社がその書面を受理した日をもって、当該会員を退会することができるものとします。

第14条（各種サービスの解約）

1. 会員は、毎月20日までに弊社が別途定める手続きを行うことで、各種サービスを、当月末日をもって解約することとします。
2. 会員は、毎月21日以降に弊社が別途定める手続きを行うことで、各種サービスを、翌月末日をもって解約することとします。

第15条 (各種サービスの強制解約)

各種サービスの利用料金の支払いを2ヶ月連続して怠り、弊社より通知したにもかかわらず会員からの意思表示がない場合。(ONLYムービー with U-NEXTは除く。)

第16条 (禁止事項)

会員は、各種サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 他の会員、弊社もしくは第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権またはその他の権利を害する行為または害するおそれのある行為
2. 他の会員、弊社もしくは第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、それらの者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
3. 他の会員、弊社もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、又は、そのおそれのある行為
4. 他の会員もしくは第三者の個人情報の譲渡又は譲受にあたる行為、又は、そのおそれのある行為
5. ID等を不正な目的をもって使用する行為
6. コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信、掲載又は使用する行為
7. 弊社が運営する各種サービスの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
8. 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
9. 第三者になりすまして各種サービスを利用する行為
10. 法令に違反する行為または違反のおそれのある行為
11. 本規約に違反する行為

第17条 (損害賠償)

1. 弊社は、各種サービスを提供すべき場合において、弊社の責に帰すべき事由により、会員に対し各種サービスを提供できなかったときは、各種サービスが利用不能にあることを弊社が知った時刻(以下「障害発生時刻」といいます)から起算して、連続して24時間以上、利用不能であったときに限り、弊社は、その全く利用できない時間を24で除した商(小数点以下の端数を四捨五入するものとします。)に日額利用料金を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。会員に対し損害を賠償するものとします。その場合、当該障害発生時刻を含む月に係る月額料金の30分の1に、利用不能の日数を乗じた額を限度として、会員に現実発生した損害の賠償請求に応じるものとします。

2. 前項の規定以外の事由により弊社が損害の賠償する場合において、弊社は、債務不履行、不法行為、その他請求原因の如何を問わず、当該損害発生の原因となった事故発生時の直前の月における当該会員の各種サービスの料金等1ヶ月相当額を限度として、その損害を賠償するものとします。但し、弊社の故意または重過失によらずに事業者会員に生じた損害については、弊社はその責を負わないものとします。

3. 前2項本文の規定にかかわらず、弊社が弊社の故意または重過失により、事業者会員以外の会員に生じた損害を賠償する場合においては、当該会員に現実生じた損害のうち通常の損害を賠償するものとします。

4. 会員が、本規約等に定める事項に違反したことにより、弊社が損害を被った場合には、弊社が当該会員の利用契約を退会したか否かに関わらず、当該会員は弊社に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。なお、弊社が、会員と第三者との紛争、その他の会員の責に帰すべき事由に起因して費用(弁護士費用、承認費用、証拠収集費用およびその他の訴訟遂行上の合理的費用を含む)を負担することが想定される場合、弊社は、その費用を現実負担が生じる前であっても、損害の一部としてあらかじめ会員に請求することができるものとします。

5. 前項の規定は、法人またはその他の団体が当該法人またはその他の団体に所属する個人を会員として登録した場合において、当該個人が本規約等に定める事項に違反したことにより弊社が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人または当該団体が当該損害を賠償する責任を負うものとします。

6. 各種サービスに関する設備等にかかる電気通信事業者の提供する電気通信業務に起因して会員が各種サービスを利用不能となった場合、利用不能となった会員全員に対する損害賠償総額は、弊社がかかる電気通信業務に関し当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、弊社は本条第1項に準じて会員の損害賠償の請求に応じます。

7. 前項において、損害の対象となる会員が複数ある場合、会員への賠償金額の合計が、弊社が行う損害賠償の限度は、弊社が受領する損害賠償総額を本条第1項により算出された各会員への賠償額で比例配分した額とします。

第18条 (個人情報の保護)

1. 弊社は、無料案内サービスおよび各種サービスの提供を通じて会員から取得した個人情報を会員の同意のない限り、無料案内サービスおよび各種サービスの目的以外で利用せず、また、漏えい、改変、滅失、毀損しないように厳重に保管するほか、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にしたがって管理するものとします。但し、以下の場合はこの限りではありません。

- ① 会員本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員本人の同意を得ることが困難であるとき
- ② 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員本人の承諾を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ④ 裁判所、警察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から個人情報についての開示または提供を求められた場合
- ⑤ 法令により開示または提供が許容されている場合

2. 個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除請求は、会員本人、法定代理人または会員本人が委託した代理人にて行うことができます。開示等の請求は、弊社の個人情報保護担当窓口にて受付けます。

3. 個人情報に関する問合せ先は、以下となります。

株式会社ベネフィットジャパン個人情報保護管理者取締役管理本部長

電話番号 06 - 6223 - 9888 HP : <http://www.benefitjapan.co.jp/>

4. 個人情報に関する苦情、解決の申し出先は、以下となります。

財団法人日本情報処理開発協会個人情報保護苦情相談室

電話番号 0120 - 700 - 779

第19条 (反社会勢力の排除)

1. 会員は、弊社に対して各種サービスの契約成立日において、会員(会員が法人の場合には、会員の役員および出資者(以下「役員等」といいます))が以下の各号に定める者でないことを表明し保証するものとします。

- ① 暴力団
- ② 暴力団の構成員(準構成員を含む。以下、同様とする)、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 暴力団関係企業または本条各号に定める者が役員等々の地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員
- ④ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの団体の構成員
- ⑤ 前各号に準じるもの

2. 会員は自ら、または第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為および該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為
- ④ 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
- ⑤ 前各号に準じる行為

3. 弊社は、各種サービスの利用契約成立後に、会員において第1項各号に定める表明および保障事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、また会員が前項に定める誓約に違反する事由が判明もしくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに会員としての資格を失効し退会することができるものとします。

4. 本条による解除によっては、弊社の会員に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

5. 本条による解除によって会員に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、弊社は何ら責任を負わないものとします。

第20条 (免責)

1. 弊社は、各種サービスの内容、提供および会員が各種サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性、合法性等いかなる保証も行わないものとします。

2. 弊社は、会員が各種サービスを利用して公開、保存等するデータ、ファイル、プログラム、アプリケーション、ソフトウェア、システム等(以下「データ等」といいます)について、そのバックアップを行わないものとし、理由の如何を問わずデータ等が滅失または毀損(改ざんを含みます。以下同じ)した場合に、これを復元する義務を負わないものとします。会員は、自己の費用と責任において、適宜、データ等のバックアップを実施するものとします。

3. 弊社は、各種サービスの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、各種サービスを通じて登録、保存、提供されるデータ等の滅失、毀損もしくは漏えい等、その他各種サービスの利用に関連して会員に損害が発生した場合は、弊社の故意または重過失による場合を除き、弊社が別途定める範囲においてのみ責任を負います。但し、弊社は、事業者会員に対しては一切の責任を負いません。

4. 弊社は、会員が各種サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して一切責任を負いません。

第21条 (譲渡禁止)

会員は、本規約に基づく権利義務の一部または全部を第三者に譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第22条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第23条 (合意管轄)

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【ONLY スマホ対応機器販売利用規約】

株式会社ベネフィットジャパン(以下、「弊社」といいます)が提供する ONLY スマホ・ONLYSIM(以下、「本サービス」といいます)へお申し込みいただく方で、弊社から本サービスに対応したスマートフォン(以下、「移動機」といいます)の購入を希望される方(以下、「契約者」といいます)は、以下の規約を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

第1条 (移動機の売買契約の成立)

1. 契約者は移動機の購入を希望する場合、弊社指定の方法に従って移動機の購入申し込みを行うものとします。

2. 契約者と弊社との間の移動機に関する売買契約(以下、「売買契約」といいます)は、前項に基づく購入申し込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、弊社所定の方法で契約者へ通知することにより行われず。

3. 移動機について弊社が購入数量等を制限している場合、契約者は、その数量の範囲内で移動機の購入申し込みを行うものとします。

第2条 (申し込みの拒絶)

1. 弊社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、移動機の購入申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申し込み情報に虚偽の情報があった場合
- (2) 料金の滞納等がある場合・弊社の他のサービスの料金の滞納がある場合
- (3) 日本国外からの申し込み又は配送先が日本国外の場合
- (4) その他弊社が申し込みを承諾することにつき不適当と判断した場合

2. 弊社は、契約者による移動機の購入申し込みに関し、移動機の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、本人確認のために当該申し込みの支払いにかかるクレジットカード及び当該クレジットカード等の発行会社及び金融機関等に対して注文情報を開示する場合があります。また、当該注文行為が契約者本人によるものでないことを確認したときには、当該注文にかかる売買契約を取り消すものとします。

第3条 (代金及び支払方法)

1. 契約者は、弊社が定める移動機の販売代金(以下、「商品代金」といいます)を、ご登録の決済方法により割賦払いにて支払うものとします。

2. 契約者は、本サービスを解約した場合で、未払いの商品代金があるときには、弊社が指定する支払方法により、当該未払いの商品代金を割賦払い(お支払残回数以内)または一括払いのいずれかとして支払うものとします。

第4条(配送および所有権の移転)

弊社は、移動機の購入となった場合について、商品代金の支払方法が確定している場合に限り、弊社指定の配送業者により移動機の引渡を行うものとします。

2. 配送は日本国内に限りです。

3. 弊社は、移動機の売買契約の締結後、概ね2週間以内に、会員が弊社に届出た住所へ移動機の配送を行います。

4. 移動機の配送に、売買契約締結後、概ね3週間以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により会員に通知するものとします。

5. 移動機の所有権は、契約者が弊社へ商品代金の全額の支払いを完了した時点で、契約者へ移転するものとします。なお、契約者は、移動機の所有権移転前において、移動機を担保に供し、賃貸、譲渡、又は転売することができないものとします。

第5条(初期不良及び返品)

1. 契約者の購入した移動機について、配送当初から正常に動作しない状態である場合若しくは配送当初から汚れがある場合(以下、「初期不良」と総称します)又は配送に起因して破損が生じた場合若しくはその他弊社の責めに帰すべき事由による商品手配違い等が生じた場合には、契約者は弊社が移動機毎に指定する連絡窓口に対し移動機配達完了後、速やかに通知するものとします。また、その後の処理については、当該連絡窓口の指示に従うものとします。

2. 契約者は、前項に定める場合以外の移動機の保証については移動機毎に定める保証規定に従うものとします。なお移動機の機器製造事業者の保証規定に基づく当該移動機の保証について、弊社は一切責任を負いません。

3. 移動機について、契約者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は以下の各号に基づく場合、初期不良には該当しないものとします。

(1) 火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害、又は異常電圧等の不慮の事故による場合

(2) 接続時の不備に起因する場合、又は接続している他の機器に起因する場合

(3) 取扱説明書又は製品仕様書の記載事項に反する使用及び保管による場合

(4) 契約者が改造、調整、部品交換等を行った場合

(5) その他、移動機引き渡し後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取扱いによる場合

第6条(期限の利益の喪失)

1. 契約者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) 支払期日に端末代金の支払いを遅滞し、弊社から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを普通郵便、内容証明郵便、書留郵便、もしくはファクシミリ、電子メールまたは弊社のホームページ上で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。

(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。

(5) 売買契約が契約者にとって商行為(業務提携誘引販売個人契約を除きます)となる場合で契約者が端末代金の支払いを1回でも遅滞したとき。

(6) 住所変更の届け出を怠る、または弊社からの請求を受領しないなど契約者の責めに帰すべき事由により、請求が延着しもしくは到着しなかったとき

2. 契約者が、次のいずれかの事由に該当したときは、弊社の請求により売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) 売買契約上の義務に違反し、その違反が売買契約の重大な違反となるとき

(2) 契約者の信用状態が著しく悪化したとき

第7条(遅延損害金)

1. 契約者が、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該賦払金に対し、年14.5%の割合(1年を365日とする日割計算。以下同じ)を乗じた額の遅延損害金を弊社所定の方法により支払うものとします。

2. 契約者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、商品代金の残金全額に対し、年14.5%の割合(1年を365日とする日割計算。以下同じ)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第8条(費用等の負担)

契約者は、商品代金の支払いに要する付帯費用を負担するものとします。

第9条(契約解除)

1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、契約者との売買契約を解除することができるものとします。この場合において、契約者に帰責事由がある場合、弊社は契約者に対して弊社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。

(1) 契約者が第6条各号各号に違反、もしくは判明した場合

(2) 弊社に通知した住所に移動機を配送したにもかかわらず、契約者の不在等により移動機の引き渡しができず、かつ移動機の発送のときから一定期間が経過してもなお当該契約者から何らの連絡も無い場合

2. 前項の解除事由に該当する場合において、契約者に移動機の引き渡し完了しているとき、弊社は、当該移動機の返還を契約者に要求することができるものとします。契約者は、弊社が返還を要求した場合、契約者の費用負担においてかかる移動機を弊社所定の方法により直ちに返還しなければならないものとします。

10条(免責)

1. 弊社は、移動機の商品性又は契約者の使用目的への適合性等に関してもいかなる保証も行わないものとします。

2. 弊社は、契約者による移動機の使用その他売買契約に関して契約者に生じた特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、弊社が契約者による移動機の使用その他売買契約に関して責任を負う範囲は、弊社の故意又は重過失による場合を除き、いかなる場合においても契約者の購入した移動機の商品代金相当額をその上限とします。

第11条(住民票取得等の同意)

契約者は、本申し込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、弊社が必要と認めた場合には、契約者の住民票等を弊社が取得し利用することに同意するものとします。

第12条(合意管轄裁判所)

契約者は、売買契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第13条(債権の譲渡)

弊社は、契約者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、契約者は、当該債権の譲渡及び弊社が契約者の個人情報譲渡または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

2014年7月1日制定

附則：この規約は2015年2月1日から実施

2016年1月1日改定

2016年9月1日改定

2016年11月1日改定

【ONLYスマホ・ONLYSIM 基本利用規約】

第1章 総則

第1条(規約の適用)

弊社は、「ONLYスマホ・ONLYSIM 基本利用規約」(以下、「本規約」といいます)を定め、本規約により基本プラン(以下、「本サービス」といいます)を提供します。

2 第4条(通知)に基づく通知、弊社がその他の方法で行う案内、特約および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。

3 弊社が別に定める特約について、用語の定義および特約に記載のない事項は本規約に則るものとします。

4 本規約は、弊社が基本プランのオプションとして提供するサービス(以下、「オプションサービス」といいます)にも適用されます。ただし、各オプションサービス規約において別段の定めがある場合を除きます。

第2条(規約の変更)

弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。

第3条(用語の定義)

本規約で使用する用語の意味は、それぞれ次のとおりとします。

(1)「会員」

弊社と本サービスの利用に関する契約を締結している者をいいます。

(2)「本契約」

弊社と会員の間で締結される、本サービスの提供を内容とする契約をいいます。

(3)「オプション契約」

弊社と会員の間で締結される、基本プランのオプションサービスの提供を内容とする契約をいいます。

(4)「移動機」

本サービスを利用するために必要な通信機器をいいます。(SIMフリーの通信端末もしくは株式会社NTTドコモのLTEに対応したデータ通信端末)

(5)「SIMカード」

会員識別番号その他の情報を記憶することができるICカードであって、本サービスの提供にあたり、弊社から会員へ貸与されるものをいいます。

・SIMカードのサイズ：標準SIM、microSIM、nanoSIM

・SIMカードのタイプ：データ通信専用SIMカード、SMS付SIMカード、音声通話機能付SIMカード

(6)「パッケージ」

店頭にて販売している ONLYSIM のデータ通信専用SIMカード、SMS付SIMカード、音声通話機能付(No SIM)パッケージ全般をいいます。

(7)「個人情報」

個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。

(8)「ユニバーサルサービス料」

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める基礎的電気通信役務の安定した提供の確保に必要な負担にあてるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)により算出された額に基づいて、弊社が定める料金をいいます。

(8)「接続事業者」

株式会社NTTドコモをいいます。

(9)「提供ソフトウェア」

本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、弊社が会員に対してその利用を許諾するソフトウェア(アプリを含みますが、これに限られません。)の総称をいいます。

第4条(通知)

1. 弊社から会員への通知は、通知内容を書面、電子メールまたは弊社のホームページ上の方法によるものとし、書面による場合は、普通郵便、内容証明郵便、書留郵便もしくはファクシミリにて送付するものとします。

2. 前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を電子メールの送信または弊社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が会員宛に送信された日または弊社のホームページに掲載された日に行われたものとします。書面による場合は会員宛に送付した日に行われたものとします。

3. 会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第2章 契約

第5条(契約の単位)

本サービスは、SIMカード1枚につき1契約とするものとします。

2 会員は、本サービスについて、同一名義で最大5枚の契約を申し込むことができるものとします。

第6条 (申し込みの方法)

本サービスの申し込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

2 オプションサービスの申し込みにあたっては、本規約および当該オプションサービス規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

第7条 (申し込みの承諾)

弊社は、本サービスの申し込みがあったときは、原則として受け付けた順番に従ってその契約の申し込みを承諾します。申し込みの承諾は、弊社から本サービスの申し込みをした者に対して弊社が定める方法により行います。

2 本サービスの申し込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には弊社がその申し込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

(1) 本サービスの提供をすることが弊社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。

(2) 本サービスの申し込みをした者が、当該申し込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス（以下、「他サービス」といいます）の料金等の支払いを現に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。

(3) 本サービスの申し込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。

(4) 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。

(5) 本サービスの申し込みをした者が、申し込みにあたり虚偽の届出をしたとき。

(6) 本サービスの申し込みをした者が、制限能力者であって、申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。

(7) その他、上記に準ずる場合で、弊社が申し込みを承諾することが不相当と判断したとき。

3 オプションサービスの申し込みについて、前2項を準用します。

第8条 (契約の成立)

本サービスの申し込みに対して、第7条（申し込みの承諾）で定める弊社の承諾があった時点で本契約が成立するものとします。

第9条 (権利義務譲渡の禁止)

会員は、本契約およびオプション契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第10条 (届出事項の変更等)

会員は、弊社への届出事項（氏名、住所、請求書の送付先、電話番号およびメールアドレス等）に変更があったときは、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。

2 前項の届出を怠ったことにより、会員に対する弊社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、弊社は一切責任を負わないものとし、弊社からの通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされます。

第11条 (会員の地位の承継)

法人の合併等により会員の権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。

2 会員が死亡した場合、本契約およびオプション契約は終了または承継されるものとし、相続人はそれを選択することができるものとします。ただし、弊社は当該会員の相続人等からの契約終了の通知を受領しない限り、料金等の請求をできるものとします。なお、相続人等が行う契約終了の通知方法は、第12条（会員による解約）に準ずるものとします。

3 前項の場合に、相続人が会員の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。

4 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。また、これを変更したときも同様とします。

5 弊社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取扱うことができるものとします。

第12条 (会員による解約)

会員は、本契約またはオプション契約の解約をしようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により通知するものとします。

2 弊社は、当月の20日（土日祝日および弊社指定休日の場合は前営業日とします。）までに前項の通知を確認できた場合、当月末日をもって解約手続きを行うものとし、20日以降に前項の通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に解約手続きを行うものとし、

3 会員は、前各項の規定に基づき、弊社が解約手続きをした時点において発生している料金等について、本規約に基づいて支払うものとします。

第13条 (弊社による解約)

弊社は、会員が第18条第1項（利用停止）のいずれかに該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約できるものとします。

2 弊社は、会員が第18条第1項（利用停止）のいずれかに該当する場合において、その行為が弊社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をせずに直ちに本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約することができるものとします。

3 弊社は、会員について、破産、民事再生または会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知った時は、本契約およびオプション契約を解約することができるものとします。

4 弊社は、会員の財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断した場合、本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約することができるものとします。

5 会員は、前各項の規定により解約となった場合、料金等弊社に対する全ての債務について、当然に期限の利益を喪失し、ただちにこれを支払わなければならないものとします。

第14条 (最低利用期間)

音声通話機能付コースの最低利用期間は、利用月を起算月とする6ヶ月契約とな

ります。データ通信専用コースの最低利用期間はございません。

2 会員は、第12条（会員による解約）または第13条（弊社による解約）の規定により、前項に定める6ヶ月以内の契約期間中に解約が成立したときは、契約解除料を弊社の定める期日までに支払うものとします。

第3章 サービス

第15条 (サービス内容)

本サービスの内容は、別記「サービス内容」に定めるものとし、その詳細および本サービス利用に必要な移動機は別に定めるところによります。本サービスの通信速度は、ベストエフォートであり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。

2 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、通信の最適化をする場合があります。

3 弊社は、本サービスについて、オプションサービスを提供することがあります。オプションサービスの内容、料金、その他の事項については別途定めるものとします。

4 本契約について解約または会員の地位の承継がなされた場合、会員が利用するオプションサービス利用契約もこれに伴って解約されまたは会員の地位が承継されるものとします。

5 弊社は、会員の本サービス利用にあたり、電話番号を付与する場合があります。弊社は、業務の遂行上または技術上やむをえない理由があるときは、当該電話番号を変更することができるものとします。

6 弊社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を許諾することができます。弊社が、会員に対して、提供ソフトウェアに関する知的財産権を移転させることはありません。

7 弊社は、提供ソフトウェアが、その提供の目的を達成できるように機能するように努めますが、明示的にも黙示的にも、その正確性、商品性、目的適合性（高危険度業務に対する適合性を含みますが、これに限られません）を保証しません。

第16条 (サービス提供エリア)

本サービスの提供エリアは、接続事業者が定める提供エリアとします。

第17条 (提供の中止)

弊社は、次の場合には緊急やむをえない場合を除き、あらかじめ会員に対し通知の上、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供を中止することがあります。

- (1) 弊社設備の保守または工事等の理由によりやむをえないとき。
- (2) 弊社設備の障害または故障等の理由によりやむをえないとき。
- (3) 接続事業者設備の保守、障害または工事等の理由によりやむをえないとき。
- (4) 接続事業者の電気通信事業の休止等により、弊社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき。

第18条 (利用停止)

弊社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を停止することができるものとします。

- (1) 支払期日を経過してもなお、料金等が支払われないとき。
- (2) 虚偽の届出をしたことが弊社に判明したとき。
- (3) 第10条（届出事項の変更等）の規定による届出を怠ったことにより、会員が弊社に届け出た住所もしくは居所にいないことが明らかである場合であって、弊社がその事実を確認したとき。
- (4) 第19条（禁止事項）の規定その他本規約の規定、またはオプションサービス利用規約に違反したとき。
- (5) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
- (6) 破産、民事再生、会社更生、または特別清算開始の申立てがあったとき。
- (7) クレジットカードの利用が差し止められるまたは集金代行会社から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

2 弊社は、弊社と複数の契約を締結している会員（住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に照らして、同一の会員と弊社が判断した場合を含みます）が、そのいずれかの契約において、前項第1号から第7号に該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行うことができるものとします。

3 会員は、本サービスの一時的な利用停止を希望するときは、弊社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。

4 弊社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定されるWebサイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することがあります。

第19条 (禁止事項)

会員は、本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、次の行為（そのおそれのある行為を含みます。）を行わないものとします。

- (1) 第三者または弊社の著作権、特許権、商標権等の知的財産権、プライバシー、肖像権、その他の権利を侵害する行為（提供ソフトウェアの改変、翻案、再配布等を含みますが、これに限られません。）
- (2) 第三者または弊社への誹謗、中傷、名誉または信用をき損する行為
- (3) 第三者または弊社への詐欺または脅迫行為
- (4) 第三者または弊社に不利益を与える行為
- (5) 無差別または大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- (6) 本人の同意を得ることなく、第三者が嫌悪感を抱くメール等を送信する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (8) 未成年者に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信もしくは表示する行為または収録した媒体その他成人向けの商品等を販売もしくは配布する行為
- (9) 無制限連鎖講（ネズミ講）を開設またはこれを勧誘する行為
- (10) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により第三者の個人情報を取得する行為
- (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為（偽装するためにメール

ヘッド等の部分に細工を行う行為を含みます。)

(12) 有害なコンピュータプログラム等を送信または第三者が受信可能な状態のまま放置する行為

(13) 第三者または弊社の設備、弊社の業務の運営もしくは第三者による本サービスの利用に支障を与える行為

(14) 法令に違反する行為または公序良俗に反する行為（暴力、売春、残虐、冒瀆的な行為・発言等）

(15) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる情報またはデータ等の入手を、リンクする等の手段によって容易にさせ、その行為を助長する行為

(16) 他の会員の統計的な平均利用を著しく上回る大量の通信量を継続して発生させ、弊社または第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為

(17) 提供ソフトウェアについて、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法でソースコードを発見しようとする行為

(18) その他弊社が不適当と判断した行為

2 会員は、前項の規定またはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に違反して、弊社の業務に支障を与えまたは与えるおそれがあるとき（電気通信設備を亡失またはき損したときを含みます。）は、弊社が指定する期日までに、弊社がその対応に要した費用を支払うものとします。

3 会員が第 1 項各号のいずれかまたはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に該当していると弊社が判断した場合、弊社は通知その他の手続きをすることなく、次の措置を行うことができるものとします。

(1) 会員に対し、当該行為の中止、修正またはデータの移動その他必要な措置等を行うことを要求し、またはパスワードをロックして移動機の機能を停止すること。

(2) 本サービスおよびオプションサービス内に蓄積する情報やデータ等を会員または第三者が閲覧できない状態に置く、または削除すること。

(3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。

4 弊社は前項の義務を負うものではなく、弊社が前項の措置等を行わないことにより会員または第三者が被った損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

第 4 章 通信

第 20 条 (重要通信の確保)

弊社は、天災、事変その他非常事態が発生したまたは発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第 8 条並びに関係法令に基づき、災害の予防・救援・交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を、制限または中止することができるものとします。

第 21 条 (通信の制限)

本サービスおよびオプションサービスは、接続されている移動機が通信区域内に在圏する場合に限り利用することができます。ただし、通信区域内であっても、屋上、建物の中、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所や電波を発生する機器の近くでは、通信を行うことができない場合があります。

2 弊社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

3 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P) アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について、速度や通信量を制限することがあります。

4 弊社は、1 つの通信について、その通信時間が一定時間を超えると、またはその通信容量が一定容量を超えると、その通信を切断することがあります。

5 弊社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社または第三者のネットワークに過大な負荷を与えている会員の通信を制御または帯域を制限する場合があります。

6 弊社は、弊社所定の通信手段を用いて行われた通信について、当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

7 弊社は、本条 2 項乃至 6 項に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第 5 章 料金等

第 22 条 (料金等)

本サービスの利用に際しては以下の料金が発生し、その金額は別に定めるところによります。

(1) 事務手数料

(2) サービス料金

(3) ユニバーサルサービス料

(4) 商品代金

(5) オプションサービス料金

2 会員は、本契約が成立したときから、前項の料金等を支払う義務を負うものとします。

3 第 17 条 (提供の中止)、第 18 条 (利用停止) または第 20 条 (重要通信の確保) 等があった場合においても、会員は前項にかかる義務を負うものとします。

4 会員は、弊社が本サービスの料金等の請求のために請求書等の書面を発行したことによる費用および会員が支払期日までに料金等を支払わなかった場合に弊社が当該料金等の請求をしたことによって発生した費用を負担するものとします。その金額については別に定めます。

第 23 条 (料金の計算方法)

弊社は、会員が利用契約に基づき支払う料金のうち、月額基本使用料は、料金月に従って計算するものとします。但し、本規約の特段の規定に従って計算する場合のほか、弊社が必要と認めるときは、弊社が別に定める期間に従って随時に計算するものとします。

2 弊社は、弊社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあるものとします。

3 本サービスは月途中で利用開始・解約の場合でも、月額使用料の減額、日割計算は致しません。

4 弊社は、料金その他の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入するものとします。

第 24 条 (料金等の支払方法)

会員は、弊社が定める期日までに弊社所定の方法により料金等を支払うものとし、ます。

2 会員が料金等を支払う際に要する費用は、会員の負担とします。

第 25 条 (課金開始日)

事務手数料および商品代金は、本規約第 8 条 (契約の成立) に定める本契約が成立した日に発生します。会員は何らかの事情により SIM カードまたは移動機を受領を拒否した場合でも、事務手数料および商品代金を支払うものとし、ます。

第 26 条 (遅延利息)

会員は、料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払った日の前日までの期間について、年 14.5% の割合による遅延損害金を弊社所定の方法により支払うものとします。

第 27 条 (消費税)

弊社が会員に請求する料金等には、消費税相当額を加算するものとします。

第 6 章 移動機

第 28 条 (移動機)

本サービスの利用には、移動機が必要となります。

2 会員が移動機を購入する場合には、第 29 条 (移動機の提供地域)、第 34 条 (売買契約の解除)、第 35 条 (故障等) が適用されます。

第 29 条 (移動機の提供地域)

弊社は、日本国内においてのみ移動機を提供するものであり、日本国外では提供しないものとします。

第 30 条 (移動機の売買契約)

移動機を購入申し込みにあたっては、本規約および ONLY スマホ対応機器販売利用規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

2 会員と弊社との間の移動機に関する売買契約 (以下、「売買契約」といいます) は、前項に定める購入申し込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。この承諾は、弊社所定の方法で通知することにより行われます。

3 移動機の所有権は、会員が弊社へ商品代金の全額を支払い完了した時点で、会員へ転移するものとします。なお、会員は、移動機の所有権移転前においては、移動機を担保に供し、賃貸、譲渡、又は転売することができないものとします。

第 31 条 (移動機の引渡し)

弊社は、店舗または配送業者を利用して、移動機を引き渡すものとします。

2 店舗での引渡しまたは配送の完了をもって、弊社の売主としての引渡債務は履行されたものとし、移動機に対する危険の負担は会員に転移します。

3 会員は移動機を受領後、本サービスを利用できるように移動機を管理するものとします。弊社は、会員が改変等移動機に変更を加えたことにより、本サービスを正常に利用できなかったとしても、一切の責任を負いません。

第 32 条 (移動機の配送)

弊社は、配送業者を利用して移動機を引き渡す場合、弊社所定の配送業者による宅配便を利用するものとします。なお、移動機を購入した場合、配送にあたり会員の商品代金の支払方法が確定している必要があります。

2 配送は日本国内に限ります。

3 弊社は、移動機の売買契約の締結後、概ね 2 週間以内に、会員が弊社に届出た住所へ移動機の配送を行います。

4 移動機の配送に、売買契約締結後、概ね 3 週間以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により会員に通知するものとします。

第 33 条 (移動機の返品等)

移動機の交換は、弊社の責めに帰すべき事由による破損、汚損またはその他弊社が別途認める場合行うことができます。なお、この場合、会員は移動機を受領した日より起算して 14 日以内に、当該移動機を交換する旨を弊社所定の方法により弊社に通知しなければならないものとします。

2 移動機のクーリングオフはお申込書受取後、8 日以内にクーリングオフする旨を弊社所定の方法により弊社に通知しなければならないものとします。

3 前項に基づく、移動機の交換・返品は、弊社が別途定める方法によって行うものとします。

4 本条第 1 項及び第 2 項に基づく移動機の交換・返品に要する送料は、弊社が負担するものとします。

5 本条第 1 項の期間経過後の移動機の保証については、移動機に付される保証書やその他の書面等に記載される条件に従うものとします。

第 34 条 (売買契約の解除)

弊社は、次の各号の場合、会員に対し通知することにより、売買契約を解除できるものとします。

(1) 会員が本規約に違反した場合

(2) 商品代金について、会員が、弊社が定める支払期日を超えてもなお支払いを行わない場合

(3) 弊社が、会員が弊社に届出た住所に移動機を配送したにも関わらず、会員の不在等により移動機の引き渡しができず、かつ、かかる配送の時から 1 週間経過してもなお当該会員から何ら連絡がない場合

第 35 条 (故障等)

1 会員は、移動機が故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、弊社に対して、移動機の修理を請求することができます。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、修理を請求した会員はこれを支払うものとします。ただし、当該移動機の故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

2 前項にかかわらず以下の場合には、弊社は修理を拒むことが出来るものとします。

(1) 不当な修理、分解または改造 (ソフトウェアを含む) が行われた場合

(2) 取扱説明書に違反する方法で使用した場合

(3) 会員の不十分な梱包により、輸送中に破損したと考えられる場合

(4) 損傷が激しく、修理しても機能の維持が困難であると弊社が判断した場合

第 7 章 SIM カード

第 36 条 (SIM カード)

弊社は、会員に対して、SIM カードを貸し出します。その際、店舗または配送業者

を利用して、SIM カードを引き渡すものとします。

2 会員は、申し込み時に、SIM カードのサイズを指定するものとします。(標準 SIM、microSIM、nanoSIM)

3 弊社は、お申し込み手続きと本人確認が完了次第、お申し込み内容に不備がない場合、10 日程度で本人確認書類に記載のご住所宛に「転送不可」にて発送するものとします。

4 SIM カードの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。

5 会員の都合により、SIM カードを変更する必要がある場合は、会員は SIM 再発行手数料を支払うものとします。

第 37 条 (情報の登録)

弊社は、次の場合に、SIM カードに本サービスおよびオプションサービスの提供に必要な情報の登録を行います。

(1) SIM カードを貸与する場合

(2) 会員から SIM カードへの電話番号その他の情報の登録請求があり、弊社がそれを必要と判断した場合

(3) その他弊社が本サービスおよびオプションサービスの提供に必要と判断した場合

第 38 条 (情報の消去)

弊社は、本契約が終了したとき、第 36 条 (SIM カード) の規定により SIM カードの変更を行ったとき、本サービスの提供が終了したときまたは弊社が特に必要と判断したときに、SIM カードに登録された情報を消去します。

第 39 条 (SIM カードの管理責任)

会員は、弊社より貸与を受けた SIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2 会員は、SIM カードの盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き (警察に対する盗難届の提出等) を行うものとします。

3 弊社は、第三者が SIM カードを利用した場合であっても、その SIM カードの貸与を受けている会員が利用したものとしてみなして取り扱います。

4 弊社は、SIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。

第 40 条 (SIM カードの故障等)

会員は、SIM カードが故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、弊社に対して、SIM カードの修理を請求することができるものとします。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。ただし、当該 SIM カードの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

第 41 条 (SIM カードの返却)

会員は、本契約が終了したときまたは第 36 条 (SIM カード) の規定により SIM カードの変更を行ったときは、弊社の選択により、弊社が指定する方法で所定の期日までに SIM カードを返却または廃棄するものとします。

2 前項において、弊社が SIM カードの返却を選択し、弊社が定める期日までに SIM カードの返却がない場合、会員は弊社に対して、SIM カード再発行手数料を支払うものとします。

第 8 章 雑則

第 42 条 (ID およびパスワードの管理)

本サービスの利用にあたり、弊社または接続事業者より会員に対して ID およびパスワードを発行することがあります。この場合、会員は当該 ID およびパスワードについて管理する義務を負うものとします。

2 会員以外の第三者が会員の ID およびパスワードを使用して本サービスまたはオプションサービスを利用した場合、弊社は当該利用行為を会員本人による利用とみなし、会員は当該 ID およびパスワードを使用した行為につき一切の責任を負うものとします。また、この場合、会員の故意過失の有無にかかわらず、料金を当該会員に請求できるものとし、会員が被る損害等について一切責任を負わないものとします。

第 43 条 (責任の制限)

弊社は、弊社の責めに帰すべき事由により、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態 (本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。) にあることを弊社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、弊社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商 (小数点以下の端数を切り捨てるものとします。) に月額基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

2 弊社の故意または重大な過失により本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

3 弊社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については一切責任を負わないものとします。

第 44 条 (免責事項)

弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用したことまたは利用できなかったこともしくは本契約に関連して損害を被った場合 (第 13 条 (弊社による解約)、第 17 条 (提供の中止)、第 18 条 (利用停止)、第 20 条 (重要通信の確保)、第 21 条 (通信の制限) および第 19 条 (禁止事項) による場合を含みます。) において、第 47 条 (責任の制限) による場合を除き、一切責任を負わないものとします。

2 弊社は弊社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項と同様とします。

3 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。

4 弊社は、会員の行為については、一切責任を負わないものとし、会員は第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

5 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、弊社の責めに帰しえない事由により会員が被った損害において、弊社は一切の責任を負わない

ものとします。

第 45 条 (個人情報の取扱い)

弊社は、本サービスまたはオプションサービスの提供において知り得た個人情報は、弊社が別途定める「個人情報の取扱い」に則り、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

第 46 条 (移動機備)

会員は、通信設備およびソフトウェア等、本サービスおよびオプションサービスを利用するために必要な設備および機器 (以下、「移動機設備」といいます) を自己の責任と費用で用意し、本サービスおよびオプションサービスを利用できるように管理するものとします。

2 弊社は、本サービスおよびオプションサービスの利用のために必要なまたは適している移動機設備を指定できるものとします。会員がこれに従わない場合、本サービスおよびオプションサービスを利用できない場合があります。

第 47 条 (サービスの変更等)

弊社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の内容の変更等をできるものとします。ただし、会員にとって不利な変更等の場合、弊社は事前に通知するものとします。

2 弊社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方のサービスのうち、全部または一部を休廃止できるものとします。

第 48 条 (準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第 49 条 (合意管轄)

本規約に関する訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この利用規約は、2015 年 2 月 1 日から施行します。

2016 年 1 月 1 日改定

2016 年 11 月 1 日改定

サービス内容

- ・音声通話機能付コース (別記)
- ・データ通信専用コース
- ・データ通信専用 SMS オプション付コース

【SMS オプションについて】

1 SMS (ショートメッセージサービス)

SMS オプションをご利用いただくには、SMS 機能付きの SIM カードが必要になります。

すでに本サービスをオプションなしでご利用いただいているお客様がオプションを追加される場合は、新たに弊社からお送りする SIM カードと交換する必要があります。SIM カードが交換になった場合、SMS を送受信する際に利用する電話番号も変更になります。現在ご利用中の SIM カードはご利用できなくなり、事務手数料が発生します。

【プラン変更 / コース変更について】

■ プラン変更

会員は、本サービスへの申し込み手続きが完了した日が属する月の翌月から、本サービスのプランの変更を行うことができます。プラン変更は、契約者のプラン変更希望の申し込みを弊社が受け付け、弊社が所定の変更手続きを完了した日が属する月の翌月 1 日から適用されます。プラン変更手数料は無料とします。尚、契約者のプラン変更の申し込み上限回数は、各月毎に 1 回とします。

■ コース変更

会員は、本サービスへの申し込み手続きが完了した日が属する月の翌月から、本サービスの各コース間でコースの変更を行うことができます。コース変更は、会員のコース変更希望の申し込みを弊社が受け付け、弊社が所定の変更手続きを完了した日が属する月の翌月 1 日から適用されます。コースの変更をご希望の場合は、ご契約中の SIM カードのコースをご解約いただき、新規でご希望のコースの SIM カードをお申し込みください。その際事務手数料がかかります。音声通話機能付コースからデータ通信専用コースへ変更する場合、契約期間に応じ、契約解除料がかかる場合があります。尚、会員のコース変更の申し込み上限回数は、各月毎に 1 回とします。

【音声通話機能付コース利用規約】

第 1 条 (規約の適用)

弊社は、「音声通話機能付コース利用規約」(以下、「本規約」といいます) を定め、本規約により音声通話機能付コース (以下、「本コース」といいます) を提供します。2 本コースは、ONLY スマホ・ONLYSIM 基本利用規約の用語の定義および本規約に記載のない事項は ONLY スマホ・ONLYSIM 基本利用規約に則るものとし、本規約と ONLY スマホ・ONLYSIM 基本利用規約が抵触する場合は本規約が優先するものとします。

第 2 条 (規約の変更)

弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。

第 3 条 (用語の定義)

本規約で使用用語の意味はそれぞれ次のとおりとします。

(1) 「音声通信サービス」
回線交換方式による音声サービスをいいます。

(2) 「会員」

弊社との間で、本コースの提供をその内容とする契約 (以下、「本コース契約」といいます) を締結しているものをいいます。

(3) 「MNP」

電話番号を変更することなく、電気通信事業者を変更して電気通信役務を受けられる携帯電話番号ポータビリティをいいます。

(4) 「協定事業者」

弊社または接続事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者をいいます。

(5)「相互接続協定」

弊社または接続事業者が他の電気通信事業者（電気通信事業法第9条の登録を受けた者または同16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします）との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。

(6)「他社相互接続点」

相互接続協定に基づく相互接続にかかる他の電気通信事業者の接続点をいいます。

(7)「国際ローミング機能」

本コースに係るSIMカードを装着した移動機が、国際ローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、そのSIMカードを利用している会員の利用回線に着信があった場合には、その電気通信機器へ転送する機能をいいます。

(8)「国際電話機能」

本コースに係るSIMカードを装着した移動機より、会員の利用回線を使用し、本邦と外国及び接続事業者が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星電話との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービスをいいます。

(9)「位置情報通知機能」

位置情報受信機能に係る電気通信設備へ位置情報（本コースに接続された移動機の所在に係る緯度及び経度等の情報をいいます。）を送出できるようにする機能をいいます。位置情報受信機能を利用する会員からの求めに応じて、本コースの位置情報機能により送られた位置情報を蓄積し受信できる機能をいいます。

(10)「通話中着信機能」

通話中に他から着信があることを知らせ、その会員の利用回線に接続されている移動機のボタン操作により、現に通話中の通信（通話モードによるものに限ります。）を留保し、次の通信をできるようにする機能をいいます（以下、「キャッチホン」ということがあります。）。

(11)「留守番電話及び不在案内機能」

その会員の利用回線に着信した通信（通話モードによる通信又は64kb/s デジタル通信モードによる通信に限ります。）のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージの再生又はその会員の利用回線に着信した通信に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在等を案内する機能をいいます。

(12)「自動着信転送機能」

その会員の利用回線に着信する通信を会員があらかじめ指定した他の通信回線等に自動的に転送する機能をいいます（以下、「転送電話」ということがあります。）。

第4条（契約の単位）

本コースは、1つの基本プラン利用契約毎に、1の本コース契約が成立するものとします。

第5条（MNPを適用する場合の申し込み）

会員は、MNPを利用した本コースへの転入を希望する場合、お申し込み時点で、MNP予約番号の有効期間が7日以上残っている状態でMNP転入申し込みを行うものとします。

2 会員がMNP転入申し込みを行った後、そのキャンセルを希望する場合であっても、弊社は、MNPの適用に必要な事務手続きを完了した後のキャンセルを受け付けることができません。

第6条（会員確認の取扱い）

弊社は、携帯音声通信事業者による会員等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の規定に基づき、会員に対して、会員確認（同法9条に定める会員確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。この場合、会員は、弊社の定める期日までに、弊社が別に定める方法により会員確認に応じるものとします。

第7条（MNPの適用を希望する場合の解約）

会員は、本コース契約の解約をしようとするときに、MNPを利用した他社サービスへの転出を希望する場合は、弊社に対する解約通知に先立ち、かつMNP予約番号の有効期間が7日以上残っている状態で、MNP転出手続きを行うものとします。

2 会員がMNP転出申し込みを行った後、そのキャンセルを希望する場合であっても、弊社は、MNPの適用に必要な事務手続きを完了した後のキャンセルを受け付けることができません。

3 MNPを適用した場合には、ONLYスマホ・ONLYSIM利用規約第12条第2項および3項の規定に関わらず、解約手続きは他の電気通信事業者への電話番号の転出が完了した日に行うものとします。

4 ONLYスマホ・ONLYSIM基本利用規約第13条に基づき、弊社が本コース契約を解約する場合、会員はMNPを利用することができないものとします。

5 本コース契約を締結した会員は、本コース契約の締結後6ヵ月を経過する前に本コース契約が終了し、かつ、会員がMNPの適用を受けて他事業者へ転出手続きをした場合、MNP転出手数料及び、契約解除料を弊社に定める期日までに支払うものとします。

第8条（サービス内容）

本コースは、基本プランのオプションサービスとして提供するものであり、その内容は音声通信サービスおよび音声通信サービスに係る付加サービス並びに機能です。詳細は第10条から16条および別に定めるところによります。

第9条（サービス提供エリア）

本コースの提供エリアは、株式会社NTTドコモ（以下、「接続事業者」といいます）が定める提供エリアとします。

第10条（電話番号）

本コースの電話番号は、本コース契約毎に弊社が定めることとし、その電話番号は、会員が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 弊社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電話番号を変更することがあります。この場合、弊社はあらかじめ会員に通知します。

第11条（発信者番号通知）

利用回線からの通話は、その電話番号をその通話の着信のあった回線等へ通知します。但し、次の各号に定める通話については、この限りではありません。

(1) 発信に先立ち、184をダイヤルして行う通話。

(2) この取扱いを拒む旨を会員が弊社に対しあらかじめ登録している回線からの通話（その発信に先立ち、186をダイヤルして行うものを除きます。）。

2 弊社は、発信電話番号を発信先へ通知または通知しないことにより発生する損害については、一切責任を負わないものとします。

第12条（国際ローミングの利用等）

会員は、利用限度額内で国際ローミングサービスを利用することができます。利用限度額の変更を希望される場合、弊社に届け出た場合に限り、変更することができます。

2 前項の規定に係らず、ONLYスマホ・ONLYSIM基本利用規約及び本規約の定めにより、利用停止等により本コースを利用できないとき、又は電気通信設備の保守上若しくは工地上やむを得ないときは、国際ローミングを利用できない場合があります。

3 弊社は、本コース契約毎に会員が弊社に支払うべき国際ローミングに係る料金の1の料金月における累計額（弊社がその料金月において確認できた国際ローミングの利用に係る額とし、既に弊社に支払われた額を除きます。（以下本条において「月間利用額」といいます。））について限度額（以下、本条において「利用停止目安額」といいます。）を設定します。

4 弊社は、国際ローミングに係る月間利用額が利用目安停止額を超えたことを弊社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際ローミングの利用を停止します。

5 弊社は、前項の規定によるほか、特定の24時間における国際ローミングの利用に係る額が利用停止目安額を超えたことを弊社が確認したときは、会員から再利用の請求があるまでの間、国際ローミングの利用を停止する場合があります。

6 会員は、利用停止目安額を超えた部分の国際ローミング利用料の支払いを要します。

7 弊社は、本規約に定める場合を除き、国際ローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害について一切の責任を負いません。

8 国際ローミングの営業区域その他条件については、接続事業者の定めによります。また、国際ローミングの利用については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

9 弊社は、弊社、接続事業者または協定事業者の機器により通話時間等を測定し、その測定結果に基づき国際ローミング料を算定します。

第13条（国際電話の利用等）

会員は、利用限度額内で国際電話を利用することができます。利用限度額の変更を希望される場合、弊社に届け出た場合に限り、変更することができます。

2 国際電話に係る通話は、ダイヤル通話（通話の相手までの接続が交換取扱者を介さずに自動的に行われる通話をいいます。）に限り行うことができます。

3 弊社は、本コース契約毎に会員が弊社に支払うべき国際電話の通話料に係る料金の1の料金月における累計額（弊社がその料金月において確認できた国際電話の利用に係る額とし、既に弊社に支払われた額を除きます。（以下本条において「月間利用額」といいます。））について限度額（以下、本条において「利用限度額」といいます。）を設定することがあります。具体的な利用限度額については、別途定めます。

4 会員は、国際電話に係る月間利用額が利用限度額を超えたことを弊社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際電話を利用することができません。

5 弊社は、会員からの請求により、利用限度額の解除又は変更を行うことがあります。

6 弊社は、本コースの支払状況に応じて、利用限度額の設定又は設定された利用限度額の変更を行うことがあります。

7 会員は、利用限度額を超えた部分の国際電話の利用料の支払いを要します。

8 弊社は、本契約に定める場合を除き、国際電話を利用できなかったことに伴い発生する損害について一切の責任を負いません。

9 国際電話の営業区域その他条件については、接続事業者の定めによります。また、国際電話の利用については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

10 弊社は、弊社、接続事業者または協定事業者の機器により通話時間等を測定し、その測定結果に基づき国際電話利用料を算定します。

第14条（位置情報等）

弊社は、協定事業者との間に設置した接続点と本コース又は基本プランに係る会員の利用回線との間の通信中にその協定事業者に係る電気通信設備から接続事業者が別に定める方法により位置情報の要求があったときは、会員があらかじめその協定事業者への位置情報の送りに係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出します。

2 前項の規定によるほか、弊社は、緊急通報時において、位置情報をその緊急通報に係る機関へ送付します。

3 弊社は、前2項の規定により送付された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

4 会員は、接続事業者の定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（会員の利用回線に接続されている移動機の位置の測定の際に参考となる情報であって、弊社が提供するものをいいます。（以下、本条において「アシスト情報」といいます。））の受信をすることができます。

5 弊社は、位置の測定に係るアシスト情報の内容について保証しません。

6 弊社は、本契約に定める場合を除き、位置情報受信機能によるアシスト情報の受信に関する損害について一切の責任を負いません。

第15条（キャッチホン）

キャッチホン機能では以下の内容を行うことができます。

(1) 他の通信回線からの着信に応答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。

(2) 他の通信回線へ接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。

2 キャッチホン機能には別途月額費用の支払いを要します。

第16条（留守番電話および不在案内機能）

留守番電話に蓄積したメッセージは、接続事業者が別に定める時間が経過した後、消去します。

2 前項によるほか、留守番電話及び不在案内機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージが消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージの復元はできません。

3 64kb/s デジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、本コースの会員の利用回線又は協定事業者が提供する電気通信サービスの会員回線からの通信に限り行うことができます。

4 64kb/s デジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、この機能の提供を受けている本コースに係る在圏エリアが、国際ローミングに係る営業区域内である場合は行うことができません。

5 メッセージ再生等、留守番電話及び不在案内機能の利用のために行った通信に係る料金は会員が支払うものとします。

6 留守番電話および不在案内機能を利用している会員の利用回線への通信については、電波が伝わりにくい等のため、利用回線に接続されている移動機設備が在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。

7 蓄積できるメッセージの数、同条1項のメッセージの蓄積時間その他の提供条件については、接続事業者が定めるところによります。

第17条 (転送電話)

通信時間は、この転送電話機能により転送される会員があらかじめ指定した他の通信回線（以下、「転送先」といいます）に接続して通信できる状態にした時刻に、発信者の通信回線とこの機能を利用している会員の利用回線との通信及び発信者の通信回線と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定します。

2 転送電話機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用となるときは通信品質を保証できないことがあります。

3 転送電話機能に係る転送先回線の会員から、その転送される通信について間違い通信のため、その転送を行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって弊社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。

4 転送電話機能により一定時間内に会員の利用回線から転送される通信の回数は、弊社が定める数以内とします。

5 転送電話機能を利用している会員の利用回線への通信又は転送先への通信については、電波が伝わりにくい等のため、会員の利用回線に接続されている移動機が在圏する地域を取扱所交換設備で確認できない場合は、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。

第18条 (禁止事項)

会員は、本コースの利用にあたり、ONLY スマホ・ONLYSIM 基本利用規約第19条（禁止事項）に規定する事項に加えて、次の行為（そのおそれのある行為を含みます。）を行わないものとします。

(1) 利用回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為

(2) 多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為

(3) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などを行う行為

(4) 自動ダイアリングシステムを用いまたは合成音声通信もしくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為

(5) SIMカードに登録されている電話番号その他の情報を変更または消去する行為

(6) その他弊社が不適当と判断した行為

第19条 (通信の制限)

本コースは、接続されている移動機が通信区域内に在圏する場合に限り利用することができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋上、建物の中、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所や電波を発生する機器の近くでは、発信、着信および通話を行うことができない場合があります。利用できない場合でも通話料金が発生する場合があります。

2 弊社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

3 弊社は、1つの通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信量を制限したり、通信を切断することがあります。

4 弊社は、技術上、保守上、その他弊社の事業上やむをえない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と弊社との間で締結される契約の規定にもとづく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。

5 弊社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第20条 (他社相互接続に伴う通信)

他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき、弊社が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者にかかる他網相互接続通信を行うことができません。

第21条 (料金等)

本コースには、以下の料金がかかり、その金額は弊社が別に定める料金表（以下「料金表」といいます）に則ります。なお、弊社は本規約に別に定める場合を除き、料金を日割り計算しないものとします。

- (1) 事務手数料
- (2) 月額基本使用料
- (3) 通話・通信料
- (4) ユニバーサルサービス料
- (5) 諸費用

2 会員は、本コース契約が成立したときから、料金等を支払う義務を負うものとします。

3 会員は、本規約に定める場合を除き、本コースの利用ができなかった場合においても、前項の義務を負うものとします。

第22条 (事務手数料の支払義務)

会員は、本コース契約が成立したときは、料金表に定める事務手数料の支払いを要します。

第23条 (月額基本使用料の支払義務)

会員は、第26条（課金開始日）に規定する課金開始日より起算して本コース契約が終了した日または本コースの廃止があった日までの期間（課金開始日と解除または廃止があった日が同一である場合は、その日）について、料金表に規定する月額

基本料の支払いを要します。

2 ONLY スマホ・ONLYSIM 基本利用規約第17条（提供の中止）、同第18条（利用停止）または同第20条（重要通信の確保）等の適用があった場合においても、会員は前項にかかる義務を負うものとします。会員は、本コース契約が成立したときから、料金等を支払う義務を負うものとします。

第24条 (通話料の支払義務)

会員は、その利用回線からの通話（その利用回線の会員以外の者が行った通話を含みます。）について、料金の支払いを要します。

2 弊社は、弊社、接続事業者または協定事業者の機器により通話時間を測定し、その測定結果に基づき通話料を算定します。

第25条 (ユニバーサルサービス料の支払義務)

会員は、料金表に規定する料金の支払いを要します。

第26条 (課金開始日)

本コースにおいて以下に定める日を課金開始日とし、月額基本料、通話料およびユニバーサルサービス料は課金開始日より発生するものとします。

(1) 会員が、弊社が指定する店舗において申し込んだ場合には、商品引渡日又は商品発送日

(2) 会員が電話で申し込んだ場合には、弊社が会員にSIMカードおよび移動機を発送した日

第27条 (申し込み)

(申し込みの方法)

本サービスの申し込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

2 オプションサービスの申し込みにあたっては、本規約および当該オプションサービス規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

3 音機能付SIMカード利用の申し込みをする者は、携帯音声通信事業者による会員等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年31号）の規定に基づき、氏名、住所、生年月日等の会員を特定する情報の確認のために弊社が別途定める書類を提示する必要があります。

第28条 (申し込みの承諾)

弊社は、本サービスの申し込みがあったときは、原則として受け付けた順番に従ってその契約の申し込みを承諾します。申し込みの承諾は、弊社から本サービスの申し込みをした者に対して弊社が定める方法により行います。

2 本サービスの申し込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には弊社がその申し込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

(1) 本サービスの提供をすることが弊社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。

(2) 本サービスの申し込みをした者が、当該申し込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス（以下、「他サービス」といいます）の料金等の支払いを現に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。

(3) 本サービスの申し込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。

(4) 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。

(5) 本サービスの申し込みをした者が、申し込みにあたり虚偽の届出をしたとき。

(6) 本サービスの申し込みをした者が、制限能力者であって、申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。

(7) その他、上記に準ずる場合で、弊社が申し込みを承諾することが不適当と判断したとき。

(8) 前条（申し込み）第3項において本人確認が出来ないとき。

3 オプションサービスの申し込みについて、前2項を準用します。

附 則

この利用規約は、2015年2月1日から施行します。

2016年1月1日改定

2016年9月1日改定

2016年11月1日改定

【高速チケットオプション利用規約】

第1条 (規約の適用)

弊社は、「高速チケットオプション利用規約」（以下、「本規約」といいます）を定め、本規約により高速通信オプションサービス（以下、「本サービス」といいます）、また本サービスの提供に関する契約（以下、「本オプション契約」といいます）を提供します。

2 本サービスは、基本プランのオプションサービスとして提供するものであり、用語の定義および本規約に記載のない事項は ONLY スマホ・ONLYSIM 基本利用規約に則るものとし、本規約と ONLY スマホ・ONLYSIM 基本利用規約が抵触する場合は本規約が優先するものとします。

第2条 (規約の変更)

弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。

第3条 (契約の単位)

本サービスでは、弊社が指定するデータ量を一単位として本サービスを利用できる権利を電磁的なチケット（以下、「高速チケット」といいます）に付与するものとし、高速チケット毎に、本サービスの個別契約が成立するものとします。

第4条 (サービス内容)

本サービスは、基本プランのオプションサービスとして提供するものであり、本サービスを利用することにより移動機の通信速度を上げることが出来るサービスです。なお、本サービスの利用を希望する場合、高速チケットを購入するものとします。高速チケットのデータ量及び金額は別記料金表のとおりです。

2 高速チケットには有効期限があります。有効期限は購入の当日から起算して3ヶ月が経過する月の月末時点までとし、購入された高速チケット代金を返金することはできません。また購入を取り消すこともできません。

4 複数枚の高速チケットを購入した場合、有効期限の近いものから消費します。

5 会員が基本プラン利用契約若しくは本オプション契約を解約した場合、または弊社が ONLY スマホ・ONLYSIM 基本利用規約第 13 条に基づき基本プラン利用契約若しくは本オプション契約を解約した場合、未使用の高速チケットの権利は失効するものとします。

※サービスの通信速度は、ベストエフォートであり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。

第 5 条 (免責事項)

不可抗力やシステム上のトラブル等を起因として、本サービスが実施できなかったことにより、会員に生じた不利益、損害について、弊社はその責任を負いません。

2 会員は本サービスを利用する移動機を紛失した場合、弊社に届け出るものとします。

3 弊社は前項による届け出を受けた場合に、会員から利用停止の請求を受けた場合、翌日中に使用停止措置を行うものとします。なお、利用停止の請求が行われた日が休業日の場合は翌営業日中に利用停止措置を行うものとします。

4 会員が本サービスを利用する移動機を紛失または盗難にあった場合で会員が本条第 3 項及び第 4 項の手続きを行わなかったときに他人による本サービスの利用により会員に損害が発生した際、弊社は一切の補償をする責任を負いません。

附 則

この利用規約は、2015 年 2 月 1 日から施行します。

【ずっと安心補償利用規約】

弊社は、以下に定めるずっと安心補償利用規約(以下「本規約」といいます)に従い、弊社が販売するスマートフォンを購入するお客様(以下「利用会員」といいます)向けにスマートフォンの故障等の際に、本規約に定める内容に基づき有償交換する「ずっと安心補償」(以下「本サービス」といいます)を提供します。

第 1 条 (本規約の取り扱い)

1. 本規約に定める規定は全て ONLY SERVICE 会員規約に準じるものとします。また、ONLY SERVICE 会員規約と本規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。
2. 弊社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。
3. 変更後の本規約は ONLY スマホ・ONLYSIM 基本利用規約第 4 条(通知)に定める方法に従い、通知された時点より、効力を生じるものとします。
4. 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては ONLYSERVICE 会員規約の用語の定義によるものとします。

第 2 条 (提供単位)

1. 弊社は、ONLY SERVICE 会員規約に基づき提供する ONLY スマホ・ONLYSIM 契約につき、本契約を締結します。
2. 利用会員は、その本サービスに係る ONLY スマホ・ONLYSIM の会員と同一の者に限ります。

第 3 条 (適用対象)

1. 対象スマートフォンは、弊社に登録されている利用会員のスマートフォンの販売履歴に照らし、直近で購入されたスマートフォンとします。
2. 本サービスの適用やその他弊社が提供する各種サービス等により対象スマートフォンが変更または交換された場合、その変更または交換後のスマートフォンを対象スマートフォンとします。
3. 前二項に定める場合を除き、対象スマートフォンを変更することはできません。また、前二項に該当する場合であっても、以下の場合は適用対象外とします。
(1) 対象スマートフォンについて、別途弊社が認めた場合を除き、主たる利用者が会員本人でない場合

第 4 条 (適用範囲)

本サービスの適用範囲となる対象スマートフォンの故障等(以下、「故障等」といいます)は以下に定めるとおりとします。

- (1) 対象スマートフォンの盗難
- (2) 対象スマートフォンの紛失
- (3) 対象スマートフォンの自然故障(取扱説明書等に記載された注意事項等に従って利用している状態で発生した故障)
- (4) 火災による焼失や水濡れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象スマートフォンの全損または一部の破損

第 5 条 (契約申し込み)

1. 本サービスの申し込みを行うときは、本規約の内容を承諾した上で、弊社所定の手続きにより本サービスを申し込みます。
2. 本サービスの申し込みは、利用会員が、対象スマートフォンの購入と同時に申し込みます。

第 6 条 (申し込みの承諾)

1. 弊社は、本サービスの申し込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。但し、弊社は弊社の業務の遂行上支障があるときは、その順番を変更することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。
(1) 弊社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
(2) 申し込み者が弊社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき。
(3) 会員が申し込み時に虚偽の内容にて申し込みを行ったとき。
(4) 対象スマートフォンの主たる利用者が会員本人ではないとき。
(5) その他、本サービスの提供が不適切と弊社が判断したとき。

3. 弊社は本サービスの申し込み成立後であっても、利用会員が前項各号の一に該当することが判明した場合には、本サービスの契約を解除することができます。

第 7 条 (契約の成立)

本規約の成立は、本規約第 5 条(契約申し込み)に基づく申し込みに対し、弊社所定の手続きを経たうえで弊社がその申し込みを承諾し、ユーザ登録が完了したとき

に成立します。

但し、本サービスの申し込みと同時にまたは事前に申し込まれる ONLY SERVICE 会員規約に基づく契約が成立しない場合、本サービスの契約も成立しないものとします。

第 8 条 (本サービスの利用手続)

1. 利用会員が本サービスの申請を行うときは、弊社が定める受付窓口への電話連絡により、弊社に通知するものとします。なお、利用会員がスマートフォンと SIM カード(以下「移動機」といいます)を弊社に郵送するものとします。その際の送料は利用会員のご負担となります。

2. 郵送された移動機を検品し、SIM カードが使用不能であると判断した場合には、利用会員に対して弊社から電話連絡します。移動機が盗難された場合、警察へ届け出た信憑書類(盗難届、遺失届)の写しが無い場合、弊社は申請の受付を行わないものとします。検品後、弊社のリファビッシュ品の移動機(返品された未使用または短期使用移動機、および故障移動機などを弊社再生施設にてクリーニング・修理・稼働確認を行い、問題なく使用できると確認された商品と SIM カードを郵送いたします。移動機を郵送した月に交換代金を加算して請求いたします。SIM カードが使用不能の場合は、移動機を郵送した月に交換代金に SIM カード再発行手数料を加算して請求いたします。

第 9 条 (解約)

1. 利用会員が本サービスの解約を希望する場合は、弊社に申し出ることでし、手続が完了した時点で本サービスの解約を承諾するものとします。
2. 本サービスの提供を受ける回数が著しく多い場合は、本サービスの継続ができない場合があります。

第 10 条 (本サービス適用期間)

本サービスの適用期間は、利用会員より本サービスへの申し込みを受け、弊社がそれを承諾した日の翌月から本規約の規定に基づき 本サービスの契約が終了する日までとします。

第 11 条 (料金)

本サービスの料金(以下「利用料金」といいます)は、ずっと安心補償利用料とします。

第 12 条 (利用料金の支払い)

1. 利用会員は、本契約に基づいて、弊社が本サービスの提供を開始した日から起算(ONLY スマホ・ONLYSIM と同一の月の申し込みの場合は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月の初日から起算するものとします。)して、契約の解除があった日の前日までの期間について、利用料金の支払いを要します。弊社は、利用料金を ONLY SERVICE 会員規約に基づく契約により会員が支払う料金等に合算して請求します。
2. 利用会員は、弊社より請求された請求金額を別途、弊社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 弊社は会員が利用料金の支払いを怠った場合は、サービスの一時停止などの措置を講じるものとします。

第 13 条 (利用料金の日割り)

本サービスでは月途中で利用開始・解約の場合でも、月額基本使用料金の減額、日割計算は致しません。

第 14 条 (消費税相当額の加算)

利用会員が支払う金額は、消費税相当額(消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。)を加算した額とします。

第 15 条 (延滞利息)

利用会員は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年 14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第 16 条 (免責)

1. 弊社は、次の場合には本サービスの適用を行わないものとします。
(1) 利用会員の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等(以下総称して「毀損等」といいます)の場合
(2) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた毀損等の場合
(3) 弊社に虚偽の報告がなされたことが明らかとなった毀損等の場合
(4) 利用会員の同居人・利用会員の親族・利用会員の役員による故意または重大な過失、法令違反に起因する毀損等の場合
(5) 利用会員が利用料金その他の債務の支払いを現に怠っている場合
(6) 移動機の利用年数が著しく長く、当該移動機に対する補償を行なう事が難しい場合
(7) 移動機の盗難、紛失、遺失について警察への届出等がない場合
(8) 弊社指定の書類の提出が弊社にて確認できない場合
(9) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた毀損等の場合
(10) 戦争・動乱・暴動等によって生じた毀損等の場合
(11) 放射線照射または放射能汚染によって生じた毀損等の場合
(12) 前回の移動機交換の対象となる毀損等の翌日から起算して 6 ヶ月を経過せず発生した毀損等の場合
(13) 開始日から 2 年間で 2 回利用し、3 回目以降の毀損等(以降同様に 2 年ごとに繰り返します)の場合
(※)2 年目の応答日: n 年 m 月 1 日を保証開始日とした場合、n + 2 年 m 月 1 日とする
(14) 移動機の盗難が未遂であった場合
(15) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた毀損等の場合
2. 弊社は、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他本サービスの利用ができないことにより利用会員に損害が生じた場合でも、弊社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 本サービスは、対象移動機の紛失等に起因する対象移動機の不正利用によって利用会員または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

2015 年 2 月 1 日制定

2016 年 1 月 1 日改定

【遠隔サポート for Android 利用規約】

弊社を通じて販売された I S S Android サポートサービス（以下、「本サービス」といいます）に関し、AOSデータ株式会社（以下、「AOS社」といいます）がお客様のサポートを行うに際し、以下の内容についてご同意いただくことを条件として、本サービスを提供いたします。

第1条（本サービスの対象者）

本サービスの対象者は「お客様ID」を発行した際に登録した個人のお客様のみとし、法人のお客様は本サービスの対象者になることはできません。また、本契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。

第2条（本サービスの対象製品）

本サービスの対象製品は、弊社にて購入された製品（以下、「本製品」といいます）とします。

第3条（本サービスの提供等）

1. お客様は、本サービスの提供開始可能時期以降、所有する本製品のセットアップ、基本操作方法あるいは不具合などの諸問題（以下、総称して「諸問題」といいます）に関し、本サービスの依頼を電話により行なうことができます。なお、本サービス受付時間は、【付録1】の通りとします。

2. 弊社は、本条第1項の依頼に基づき、お客様の諸問題に対して、技術的な指導または助言（以下「技術的措置」といいます）を行ないます。かかる技術的措置は、【付録1】のサポートサービス時間内に、電話もしくはインターネットを通じて提供するものとします。

3. 遠隔サポートを受けるには指定のアプリをインストールすることで利用できるものとします。

4. 弊社は、本サービスの提供を行なうにあたり、お客様に諸問題の原因を特定するための調査協力（ネットワークのトレース、エラー・メッセージの状況把握、設定状況の確認など）をお願いすることがあります。この場合、お客様は弊社に協力し、弊社の指示に従って諸問題について説明いただくものとします。

5. 本サービスの提供は、お客様からの依頼があり次第、速やかに行なわれるものとします。ただし、お客様の本製品の使用状況等により、弊社が本サービスを有効に提供できないと判断した場合、弊社は本サービスの提供を拒否することができものとします。

6. 本サービスにより、諸問題の原因がハードウェアに起因するものであることが判明し、弊社の判断により本サービスを終了した場合、依頼内容が解決されたか否かに拘らず、本サービスは提供されたものとみなします。

7. 本サービスは日本国内からの依頼に対して日本語でのみ実施されるものとします。

8. 弊社は、お客様からの問い合わせを遅延なく受け付けることを保証するものではありません。

9. 弊社は、本サービスの提供をもって、お客様の問題の特定および解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保障するものではありません。

第4条（有効期限）

契約期間はお客様ID発行日より1ヶ月目の月末とし、お客様または弊社が解約するまで当該契約期間は期間満了月毎に自動的に1ヶ月ずつ更新されるものとします。

第5条（お客様の義務）

1. お客様は、住所変更などで登録データに変更が生じた場合、速やかに弊社へ通知するものとします。お客様がかかる通知を怠った場合、弊社はお客様に対し、本サービスを提供できないことがあります。

2. お客様は、本サービスを受けるにあたり本規約を遵守するものとします。また、自己の責に帰すべき事由によると否にかかわらず、不正使用が判明した場合、本サービスの提供は行われないものとします。

第6条（解約）

1. 弊社は、以下の各号の事由に該当した場合、契約期間中であっても本サービスを解約することができるものとします。

① 本約款に違反し、弊社の書面（電子メールを含む）による是正催告にもかかわらず、当該催告から30日以内にかかる違反を是正しない場合。

② やむを得ない事由により、弊社が本約款の履行を著しく困難、あるいは不可能と認めた場合。

2. 前1項により本契約が解約された場合、本サービスは解約申し込み月の末日を持って契約を終了します。

第7条（返金）

弊社は、本契約に関してお客様が弊社に支払った料金の返還は行なわないものとします。

第8条（責任の制限）

1. いかなる場合においても、弊社およびそのグループ内企業、またはこれらに対して情報や物品、その他のものを供給している者は、対象となる損害発生の可能性を了知していると否にかかわらず、間接的、直接的に発生したすべての損害（逸失利益またはデータの喪失、事業の中断、精神的損害、その他の金銭的損失およびそれらに付随する損害）等について請求原因の如何にかかわらず、一切責任を負わないものとします。

2. 弊社は、お客様が本契約に定める通知を懈怠したことにより被った損害については、一切責任を負わないものとします。

3. 不可抗力その他、自らの責に帰すことのできない事由により、本契約に基づく義務の履行が遅延または不能となった場合には、弊社は、その遅延または不能につき責を免れるものとします。

4. お客様は、弊社から提供される情報を自己の責任と管理の下において使用するものとし、機密情報の漏洩など本サービスの利用によりお客様に生じた第三者との紛争に関し、弊社は一切責任を負わないものとします。

第9条（財産的権利）

1. 本サービスのもとに弊社とお客様の間で交換される情報、およびこれにかかるノウハウ等は、弊社に帰属するものとし、弊社はこれらを使用、利用、変更、複製、販売等を行なうことができます。

2. お客様は、弊社から入手した技術情報については、複製、販売、出版、その他営利目的の公開を行なうことはできません。

第10条（秘密保持）

1. お客様および弊社は、本契約の履行に関し相手方から開示を受けた情報のうち、秘密として指定された情報、または開示時の状況により秘密情報であると合理的に判断される情報（以下「秘密情報」といいます）をすべて秘密として厳重に保管し、相手方の事前の書面による同意なしにはこれを使用せず、かつ第三者に開示しないものとします。ただし、次の各項の1つに該当するものは、この限りではありません。

① 開示の時点で既に公知であった情報。

② 開示後、受領当事者の責に帰すことなく公知となった情報。

③ 受領当事者が第三者から、開示者に対する秘密保持義務に違反することなく取得した情報。

④ 受領当事者が、当該情報を開示される前から知っていた情報。

⑤ 受領当事者が、相手方から開示された情報によらず独自に開発した情報。

2. お客様に弊社より開示される情報は、いかなる場合も弊社の秘密情報となります。また、両当事者は本規約のいかなる規定も秘密情報として扱うものとします。

3. お客様は弊社に対し、本サービスを受けるにあたり、問題解決、製品機能の拡張および修正、バグフィックスおよび不具合データベースの情報収集のために、自己の技術情報を開示し、それを使用する権利を許諾するものとします。

4. 本条に基づく受領当事者の秘密保持義務は、当該秘密情報を開示した日から3年間存続するものとします。

第11条（個人情報の保護）

弊社は、本サービスの提供を通じてお客様から取得した個人情報、お客様の同意のない限り、本サービスの目的以外で利用せず、また、漏えい、改変、滅失、き損しないように厳重に保管するほか、『個人情報の保護に関する法律』の趣旨にしたがって管理するものとします。

第12条（管轄、準拠法等）

1. 本契約に関して、本約款に定めのない事項または疑義の生じた事項については、信義誠実の原則に則り、お互いに解決に向けて協議するものとします。

2. 前項の場合において、訴訟により解決する必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

3. 本契約は、日本法に準拠し解釈されるものとします。

4. お客様は、本規約を保管し、本規約を遵守するものとします。

第13条（本サービスの変更）

弊社は、事前にホームページ上の告知を行うことにより次の各項の変更ができるものとします。

① 本利用規約 ② 本利用規約の付録 ③ 運営会社

【付録1 営業時間とサポート範囲】

1. サポート対応時間

・電話サポート業務 365日 10時～22時

2. サポート範囲

サポート範囲は下記のとおりとする。

1. 操作サポート

2. 標準アプリのサポート

3. ワイヤレスネットワークへの接続サポート

販売元：株式会社ベネフィットジャパン

提供元：AOSデータ株式会社

2011年2月23日制定

2014年2月1日改定

無制限クラウド AOS Cloud ご利用規約（兼・使用許諾契約書）

第1条（定義）

弊社は、「無制限クラウド AOS Cloud ご利用規約（兼・使用許諾契約書）」（以下「本規約」といいます）に基づき「無制限クラウド AOS Cloud」（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。

本規約は、ONLYSERVICE 会員（個人または法人を問いません。以下「会員」といいます）と弊社との間に締結される、インターネットページ上のサービス「無制限クラウド AOS Cloud」のご利用に関する契約（以下「本契約」といいます）についての利用条件を定めるものです。

1. 本サービスとは、本規約に基づき配信されるクライアントソフトウェアその他のソフトウェア（アップデートおよび付属のマニュアルを含む、以下「本ソフトウェア」といいます）を利用したクラウドバックアップサービスをいいます。

2. ONLYSERVICE 会員規約（以下「会員規約」といいます）において定義される用語は、本規約において別途定めがある場合を除き、本規約においても ONLYSERVICE 会員規約と同義に用いるものとします。

3. 本規約と会員規約の定めが異なる場合、別段の定めがない限り、本規約が優先して適用されるものとします。

4. 会員は、本サービスの利用に同意のうえ利用するものとします。なお、会員は、AOSデータ株式会社（以下「AOS社」といいます）の（AOS Cloud ご利用規約（兼・使用許諾契約書））<http://aosbox.com/aoscloud/>についても併せて同意のうえ、利用するものとします。

※本規約は、会員が本サービス、AOS Cloud Web サイト（<http://aosbox.com/aoscloud/>、以下「本サイト」といいます）ならびに本ソフトウェアを利用される際に適用されるものです。なお、本規約において、「本ソフトウェア」、「本サイト」および「本サービス」は「本製品」と総称することがあります。

本規約に同意して本製品を利用するものとします。本規約に同意されない場合、本製品を利用することはできません。なお、認定再販業者があらかじめ会員に代わって本規約に同意した場合、会員ご自身が同意されたものとみなします。

会員が法人を代表して本規約に同意される場合、同意についての代表権を有するものとみなし、その法人は本規約に拘束されるものとします。

なお、ご利用料金の支払いに関しては、弊社にお問い合わせください。

第2条（本サービスの利用目的）

本サービスは、会員の携帯端末上のデータをサーバーのストレージにバックアップして保管するサービスですが、会員の使用が個人消費者によるバックアップという使用目的を逸脱していると弊社が判断した場合には、第19条に規定するとおり、本サービスのご利用を停止し、または本契約を解除させていただくことがあります。

第3条 (製品概要)

本製品は、会員が指定されたカテゴリに属するファイルの中からバックアップ用に自動選択されたファイルのコピー（以下、会員の「バックアップデータ」といいます）を、Amazon が運用するサーバ（AWS）に保存します。

ただし以下の場合、会員のバックアップデータは使用または復元ができない可能性があります。

- ① 変更されたファイルまたは新たに選択されたカテゴリに属するファイルのコピーを完了していない場合
 - ② 自動バックアップの対象として選択されていないカテゴリに属するファイル、フォルダ、ドライブである場合
 - ③ バックアップ対象に指定していないカテゴリに、ファイルを移動した場合
 - ④ バックアップ用ファイルを選択するために自動スキャンされないご利用端末上の場所にファイルを移動している、またはオペレーティングシステムをアップグレードし、ファイルマッピング（ファイルのディレクトリ構造等）が変更されている場合
 - ⑤ 使用中のご利用端末がインターネットまたは AWS にアクセスできない場合
 - ⑥ 必要な本製品のバージョンのアップグレードなど、弊社の技術要件を満たしていない場合
 - ⑦ ライセンスが停止されている、または本契約を更新していない場合
- お客様のバックアップデータの状況についての詳細は、よくある質問 (FAQ) (<http://aosbox.com/faq-list/>) をご参照ください。

第4条 (追加機能)

AOS 社は、適宜、①事前の通知をすることなく会員のご利用端末にインストールされた本製品をアップデートし、②本製品のアップグレード、機能の追加、変更および修正（以下、総称して「追加機能」といいます）を実行し、③バックアップの対象となるファイルおよびデータの種類（*会員の Android スマホ（移動機）上の全てのファイルがバックアップされるわけではありません）または特定のデバイスもしくは通信サービス上での本製品の使用可能性など本製品またはその機能の全部または一部を停止または終了することができるものとします。

会員がご利用可能となった追加機能については、全て本規約が適用されるものとします。

AOS 社は、本製品の重要な変更について、随時会員のご利用端末上に表示して通知いたします。また、会員は本製品にアクセスすることで、後で変更の有無をご確認いただけます。

第5条 (フィードバック)

会員は、本製品に関して AOS 社にフィードバックを提供していただくことができます。

AOS 社は、会員から得たフィードバックを任意の目的に使用できるものとし、その際いかなる義務も負わないものとします。

会員からのフィードバックを、本製品の機能の追加を含む AOS 社の業務に用いる場合で、会員の知的財産権との関係上その許可が必要となる場合、会員には AOS 社に対して、取消不能、非排他的、恒久的かつ無償のライセンスを与えていただくものとします。

第6条 (アカウント)

会員が本サービスをご利用されるにあたっては、アカウントをご登録いただき、本サービスのご利用を継続される限り、登録情報を正確、完全かつ最新のものに保持することにご同意いただくものとします。会員のアカウントの登録情報に虚偽ないし現況にそぐわない事項がある場合には、弊社は本サービスのご利用を全部又は一部停止することができるものとします。

第7条 (パスワードの管理等)

会員は、自己の責任でパスワードを安全な状態に管理いただくものとし、いかなる第三者にもパスワードを開示しないことにご同意いただくものとします。会員の名称およびアカウント（サブアカウントを含む）において発生するいかなる活動に関しても会員が全責任を負うものとします。

会員がアカウントのパスワードまたは暗号化鍵を紛失された場合、バックアップデータにアクセスできなくなる可能性があります。アカウントの不正利用その他本サービスに関連するセキュリティ侵害があったときは、直ちに弊社にご連絡ください。セキュリティ侵害が発生した、または発生する可能性がある場合と判断した場合、弊社は会員のサービスのご利用を一時停止し、ユーザー名およびパスワードを変更するよう要求できるものとします。

第8条 (個人情報の取扱い)

弊社による会員の個人情報の収集、利用および開示に関しては、弊社のプライバシーポリシー (<http://benefitjapan.co.jp/privacy.html>) に準拠することにご同意いただくものとします。

第9条 (サービスのご利用)

弊社は、本規約に従い、会員に対し、本サービスおよび本ソフトウェアを利用する、限定的かつ非排他的な、譲渡できない、取消し可能なライセンスを付与するものとします。

会員は、弊社が提供するその他のマニュアルに記載されている、会員のアカウントタイプに関するその時点で最新のマニュアルで指定されているデバイスの数および種類においてのみ実行可能な形式で本ソフトウェアをインストールすることで利用できるものとします。

本サービスを利用できる端末は、1 ライセンスにつき 1 端末とします。会員に特定の第三者作成のプログラムが本ソフトウェアにおいて提供されることがありますが、その利用にあたっては当該プログラムに付随するライセンス条件が適用されることをご確認ください。

第10条 (知的財産権の帰属)

本製品に関する知的財産権を含む全ての権利、所有権および利益を AOS 社または第三者が有することをご確認ください。本規約で付与されるライセンスを除き、AOS 社およびそのライセンサーは本製品の全ての権利を留保しており、いかなる黙示的なライセンスも会員に付与されることはありません。

第11条 (知的財産権に関する禁止事項)

会員は、会員自身が以下のことを行わず、また他人が以下のことを行うのを許可しないことに明確にご同意いただくものとします。

- ① 本製品のいずれかの部分に関するサブライセンスの付与、リース、貸与、貸付

け、譲渡または配布

- ② 本製品の改良、改作、翻訳または二次的著作物の作成
- ③ 逆コンパイル、リバースエンジニアリング、分解その他の手段による本製品からのソースコードの引出し
- ④ ソフトウェアまたは本サイト上に表示されている商標、著作権その他の財産権表示の除去隠蔽または改ざん

第12条 (他人の知的財産権の尊重)

AOS 社は自ら他人の知的財産権を尊重し、本サービスの会員にも同様にこれを尊重していただくことを要求いたします。このことから会員は、本製品を利用する際、個人または法人の著作権、特許権、商標権、企業秘密その他の財産権を侵害する資料をアップロード、保存、共有、表示、投稿、電子メール、送信その他の方法により利用可能な状態にしてはならないものとします。

会員がこのような侵害行為を行った場合および前条各号の禁止事項に抵触する行為を行った場合には、適切な条件の下で本サービスのご利用を全部または一部停止させていただきます。

第13条 (会員の責任と禁止事項)

会員は、本サービスおよび本サービス上に作成したバックアップデータに関するいかなる行為に関しても全責任を負うものとします。

会員は、本製品を使用して、以下の行為に及ばないことに明確にご同意いただくものとします。

- ① 法令に違反する行為
- ② 第三者の知的財産権その他の権利の侵害
- ③ ウィルスまたはその他の有害なコンピュータプログラムもしくはファイル（トロイの木馬、ワームまたは時限爆弾等）を含む資料の送信
- ④ 公序良俗に反するまたはその恐れのある行為
- ⑤ 犯罪行為または犯罪に結びつく行為

第14条 (会員の損害賠償義務)

会員は、以下に関連して生じた全ての損害および費用（弁護士費用を含む）について、弊社、そのサプライヤー、再販業者、パートナーおよびそれぞれの関係会社（以下「弊社ら」といいます）に対して賠償する義務を負うものとします。

- ① 本製品の利用
- ② 本規約の違反
- ③ 知的財産権を含む第三者の権利の侵害
- ④ 会員のバックアップデータの利用が第三者に損害を引き起こしたとする請求この損害賠償義務は、本サービスのご利用の停止および本契約の解除等による終了後も存続するものとします。

第15条 (本製品のベータアプリケーション)

AOS 社は、会員に対し、開発へのフィードバックを目的として、開発中の本製品の特定の追加機能および新製品を「ベータソフトウェア」として提供しご試用いただくことがあります。

ベータソフトウェアは実稼働環境においてただちに利用される状態になく、また利用されることを予定していません。開発の初期段階におけるベータソフトウェアは、予測できない動作やエラーを生じるおそれがあることをあらかじめご了解ください。

会員には、以下の事項についてご了解いただき、ご同意いただく必要があります。

- ① ベータソフトウェアは本来実験的なもので、十分なテストを完了していないこと
 - ② ベータソフトウェアは会員の要求を満たさず、または想定していた動作をしない可能性があること
 - ③ ベータソフトウェアの利用に伴い中断、エラー、または障害が生じることがあること
 - ④ ベータソフトウェアの利用は、製品の評価およびテストならびに AOS 社へのフィードバックの提供を目的にしたものにすぎないこと
 - ⑤ ベータソフトウェアの特性に関して、従業員、スタッフメンバー、その他のユーザーに通知すべきこと
- ベータソフトウェアのご利用に際しては、本規約に従うものとします。

第16条 (有効期限)

本規約および本製品に対する会員へのライセンスは、本製品のインストール、アクセスまたは本サービスのご利用開始の日時のいずれか早い時点で開始されます。

第17条 (本サービスのご利用の停止)

会員が期日に料金もしくは請求額の支払いがない場合、その他本規約を順守されない場合、弊社は 30 日経過後に通知して本サービスのご利用を停止できるものとします。

前項及び前々項の場合に加えて、弊社は、次の場合には、会員による本サービスの全部又は一部のご利用を事前の通知なくして変更または停止することができるものとします。

- ① サービス用設備の保守上又は工上やむを得ないとき
- ② サービス提供に必要な電気通信サービスが利用できない状況にあるとき
- ③ サービス用設備の障害、その他やむを得ない事由が生じたとき
- ④ 天災、事変、その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき
- ⑤ 開発元が本製品の提供をやめたとき
- ⑥ その他弊社がサービスの運用の全部または一部を変更、中止または中断することが望ましいと判断したとき

弊社は、義務付けられてはいないものの、商業的に相当な範囲内において、電子メールもしくはインクライアントメッセージを送信し、または本サイト上に関連情報を掲載する方法により、当該措置を会員に通知する努力をいたします。

第18条 (本契約の解除)

会員が以下の各号に該当する場合、弊社は直ちに通知なくして本契約を解除できるものとします。

- ① 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、強制執行その他公権力の処分を受け、またはそれらのおそれがあると認められる場合
- ② 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の開始もしくは競売を申し立てられ、または自ら破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算の開始の申立てをしたとき、およびそれらのおそれがあると認められる場合
- ③ 手形、小切手が不渡りとなり、その他支払停止状態に至った場合
- ④ 営業を廃止・休止・変更し、もしくは第三者に管理される等営業内容に変更が

あった場合、またはそれらのおそれがあると認められる場合

⑤ 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる場合

⑥ 反社会的勢力の構成員または関係者であることが判明した場合

⑦ その他上記各号の一に準ずる事由があった場合

⑧ 死亡した場合

⑨ ファイル名等のメタデータのチェックにより、会員のアカウントにビデオ著作権侵害またはソフトウェアの不正コピーに関連したコンテンツもしくは動画サイトへの投稿等による配信を予定していると思われる著作権で保護されたデータが保管されていることが発覚した場合

⑩ 第13条第2項各号の行為を行った場合

会員は、弊社が指定する方法に従って本製品の使用を停止することにより、いつでも、いかなる理由であっても、本契約を解除することができます。

第19条 (公正使用に関する方針)

本製品またはサービスは、個人でのご利用に対応して設計されていますので、複数人で共用する等の個人でのご利用の範囲を超える不正なご利用はお控えください。会員が上記の公正使用に関する方針に違反した場合、弊社は、違反の回数にかかわらず、事前の通知なくして会員の本サービスのご利用を停止することができるものとします。さらに弊社は、本契約を解除することができますが、この場合、弊社は会員に対しデータの退避のため14日間の猶予を与えるものとし、本契約の解除によるアカウント削除の14日前および2日前に、それぞれ会員のアカウントに付属するアドレスに通知いたします。

AOS社は、ご契約いただいている会員が、会員のご利用端末付属の記憶装置の保存容量を著しく超えてファイルをアップロードされた場合には、個人でのご利用の範囲を超える不正なご利用があったものと判断します。

第20条 (サービスの終了)

弊社は、会員に対し60日以上前に通知することにより、本サービスを終了することができるものとします。この場合、弊社は、本サービス終了に関して、会員またはその他の第三者に対し、いかなる責任も負わないものとします。

第21条 (サービス終了後の措置)

会員は、本契約の解約または期間満了により本ソフトウェアおよび本サービスのご利用を継続する権利を失い、会員のバックアップデータにアクセスし復元することができなくなります。

会員には、弊社がバックアップデータのコピーを会員またはその他の第三者に提供する義務はなく、バックアップデータをAOS社のシステムから自動的に削除すること等別途バックアップのための手段を講じていただく必要があることに明確にご同意いただくものとします。

第22条 (免責事項①)

会員は、本製品を会員ご自身のリスクでご利用いただき、本製品が現状有姿の状態を提供されることに明確にご同意いただくものとします。

弊社は、市販性、特定目的との適合性および第三者の権利を侵害していないことと黙示的保証を含め、一切の明示的または黙示的な保証をいたしません。特に、弊社は、①本製品が会員の要求を満たすこと、②会員が本製品を、会員のOS・ブラウザ等の環境に影響されることなく、適時に、中断されることなく、安全にまたはエラーなく利用できること、③本製品の利用により会員が取得するあらゆる情報が正確または信頼できるものであること、および④本製品の欠陥またはエラーが修正されることを保証いたしません。

第23条 (免責事項②)

会員が保存されたデータが消失または破損した場合、AOS社は技術的に可能な範囲でデータの復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失または破損に伴う会員または第三者からの損害賠償の責任を免れるものとします。

AOS社は、本規約所定の事由の発生により、一切の責任を負うことなく本サービスを変更、停止または打ち切ることができ、この場合本サービスの品質についてはいかなる保証も行わないものとします。またこれにより会員に発生した損害については、弊社及びAOS社は一切の責任を負わないものとします。

第24条 (免責事項③)

本製品は、インターネットを経由する情報のアクセスおよび伝達に用いられることがあり、会員は、①ウイルス、ワーム、トロイの木馬その他の望ましくないデータもしくはソフトウェア、または②権限のないユーザー（ハッカーなど）がアクセスを取得し、会員のデータ、Webサイト、Androidスマホ（移動機）またはネットワークに損傷を与える可能性があることをご了解ください。

会員がダウンロードした資料または本製品のご利用により別途取得した資料は、ご自身の判断とリスクでアクセスしたものであり、これらの資料をダウンロードしたことと起こるいかなるAndroidスマホ（移動機）の損傷またはデータの損失に関しても会員が全責任を負うものとします。さらに、会員は、本製品が死亡事故、人身傷害または重大な身体もしくは環境への損害を引き起こす可能性がある用途での使用を意図しておらず、またはこれに適していないことをご了解ください。

第25条 (免責事項④)

会員は、本製品のご利用もしくはその不能その他本製品に関連して生じた間接的、偶発的、特別、派生的または懲罰的損害について、利益、営業権、利用権もしくはデータの損失、代替する商品もしくはサービスの調達費用その他の無形の損失に関する損害を含め一切の責任を負わないこと（弊社らが当該損害の生じる可能性を認識していた場合を含む）に明確にご同意いただくものとします。

第26条 (免責事項⑤)

第22条ないし第25条の規定は、弊社らに故意または重大過失がある場合には適用されないものとします。

本製品に関連する全ての請求権に関して弊社らが負う法的責任の総額は、会員がこれまでに支払われたご利用料金の総額を上限とするものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

第27条 (会員情報の変更)

本サービスのご利用の申込みの際に弊社にお届けいただいた会員の登録情報に変更が生じた場合、直ちにお届けいただくものとします。なお、当該お届けがなされなかったことで会員が不利益を被ったとしても、弊社は会員に対し責任を負いかねます。

前項の登録情報の変更があったにもかかわらず、会員がお届け出をなされなかつ

た場合、弊社がお届け出を受けている社名・名称、住所または請求書送付先への郵送等による通知をもって、弊社からの通知があったものとみなします。

第1項のお届け出があった場合、弊社は、お届け出にかかる事実を証明する書類の提出を会員に求めることができ、会員はこれに速やかに応じていただくものとします。

第28条 (法令の遵守)

会員は、本製品のご利用に当たり、米国、日本およびその他の国の輸出入に関する法律に服することをご了解ください。

会員は、あらゆる輸出入に関する法律および規則を順守することにご同意いただくものとします。特に、本製品を、米国の輸出禁止諸国または米国財務省の特別指定国民リストもしくは米国商務省の禁輸対象者リストに記載されている個人に輸出または再輸出してはならないことをご了解ください。会員は、本製品を使用することにより、これらの国に居住していないことまたはかかるリストに掲載されていないことを表明し保証するものとします。

会員はまた、ミサイル、核、化学または生物兵器の開発、設計、製造または生産など、米国法および日本法が禁止するあらゆる目的のために本製品を使用しないことにご同意いただくものとします。

会員は本製品を、児童ポルノその他の違法なファイルまたはデータの保存、バックアップまたは配信をするために利用しないものとします。

会員は、本製品が児童ポルノその他の違法なファイルもしくはデータを保存している、または本製品が関係法令に違反して輸出その他の手段によって出荷もしくは輸送されたとの申立てに基づいて生じるあらゆる損害、罰金、違約金、賦課金、負債、コストおよび費用（弁護士費用、専門家への依頼費用および立替費用を含む）に関して弊社を防御し、補償しかつ何らの損害も与えないものとします。

第29条 (準拠法および裁判管轄)

本規約および会員と弊社間との関係は、日本法に準拠するものとします。会員は、本規約から生じる紛争の解決または権利の申立ては東京地方裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とすることにご同意いただくものとします。

知的財産権に関しては、弊社が自己の権利の保護または執行に当たり任意の裁判管轄において訴訟を提起できることに明確にご同意いただくものとします。

本規約には、国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されないものとします。

第30条 (本規約の効力)

本規約は、会員と弊社との間の完全合意を構成しており、本製品に関連する会員と弊社との間の先行するあらゆる合意に優先して適用されるものとします。特に、会員が本製品のライセンスをすでにお持ちの場合、本規約は既存の利用規約に優先し、既存の利用規約は以降その効力を有しないものとします。

本規約のいずれかの部分が無効または執行力がないものと判断された場合、その部分は適用法に合致する方法で両当事者の本来の意図をできる限り反映して作成され、残りの部分はなお効力を有するものとします。

弊社が本規約の権利または規定を行使または執行しなかったとしても、その権利または規定を放棄したものとみなされないとします。

会員は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本合意に第三受益者は存在しないことにご同意いただくものとします。

会員は、本規約または本製品の利用に関する全ての請求権または請求原因は、請求原因が生じてから1年以内に提訴しなくてはならず、それ以降は永久に提訴できないことにご同意いただくものとします。

第31条 (本規約の変更)

弊社は、いつでも本規約を変更する権利を有し、各変更事項は本サイトに掲載された時点で効力を発生するものとします。重要な変更については全て将来に向かってのみ適用されるものとします。

本規約の変更後に本製品を継続して利用される場合、会員は変更後の規約に拘束されることに同意したものとみなされます。本サイト上に掲載されている本規約の最新版をご覧になって、変更箇所を随時ご確認ください。本規約の順守にご同意いただけない場合には、直ちに本製品のご利用をおやめいただく必要があります。本規約および本サイトに掲載された改訂版は、アカウントを維持または本サービスのご利用を継続される限り有効です。

第32条 (権利義務の譲渡)

会員は、弊社の文書による事前の同意なく、本規約に基づく権利または義務を第三者に譲渡または移転することはできません。

弊社は、本規約に基づく権利を第三者に自由に譲渡できるものとします。

販売元：株式会社ベネフィットジャパン

提供元：AOS データ株式会社

2013年12月1日制定

2015年2月1日改正

2015年4月1日改定

2016年4月1日改定

*本製品は、Genie9社が開発したAndroidおよびiOS用クラウドバックアップサービス「G Cloud Backup」をもとに、AOS社が日本市場向けにカスタマイズして提供するものです。G Cloud Backup オリジナルの個人情報保護方針、利用規約およびよくある質問（FAQ）については、こちらをご参考ください。ただし、これらの規約のすべてが本製品に妥当するわけではないことにご注意ください。

【セキュリティサービス for Android】

以下の製品使用許諾書を事前にご確認の上、ご利用ください。

Kingsoft Mobile Security 製品使用許諾書

キングソフト株式会社は、株式会社ベネフィットジャパンを通じてお申し込みされたお客様に対し、セキュリティサービス for Android は、キングソフト株式会社が提供する Kingsoft Mobile Security の OEM 版として提供しております。著作権等の全ての権利はキングソフト株式会社が保有しております。

キングソフト株式会社は、お客様に対し、下記の内容で Kingsoft Mobile Security(以下本ソフトウェア製品、プログラム、データ、マニュアルおよびこの製品に含まれる全ての付属品)の使用を許諾いたします。

1. 著作権

キングソフト株式会社および中国・北京金山安全軟件有限公司は本ソフトウェア製品の全ての著作権を所有します。

2. 使用許諾の範囲

お客様は本ソフトウェア製品を、お客様が保有する1台の移動機で、お客様ご自身が使用する場合のみ使用することができます。お客様の有する使用権は、非独占的なものであり、第三者に譲渡することはできません。

3. 複製・改変の制限

お客様は、ご自身のためにバックアップ目的でのみ、本ソフトウェア製品の複製を行うことができます。それ以外の目的での複製はできません。複製された製品を第三者に使用させることはできません。キングソフト株式会社は、本ソフトウェアの性能を向上させるために必要な修正を行う場合があります。お客様は、本ソフトウェア製品を改変することはできません。

4. アフターサービス

本製品のお客様へのユーザーサポートは、電子メールおよび電話にて行います。また、ユーザーサポート期間は、本製品の月額有料期間中といたします。なお、お客様のサポート中に発見された、修正・改善に関する技術情報は、他のお客様へのサポートに利用させていただきます。

5. 第三者の使用

お客様は、キングソフト株式会社の書面による同意を得なければ、ソフトウェア製品およびその複製物の販売、頒布、貸与、移転その他の方法で、第三者に使用させることはできません。

6. 損害賠償の免責

お客様が本ソフトウェア製品を使用された結果の影響について、キングソフト株式会社は、一切の責任および業務から免れるものとします。大切なファイルは必ず、インストール前およびインストール後も頻繁にバックアップをおとり下さい。いかなる場合にも、キングソフト株式会社の賠償責任が、本ソフトウェアのご購入代金を超えることはありません。この免責規定は、お客様が本ソフトウェアを返品された場合でも適用されます。

7. 使用許諾期間

本使用許諾は、お客様が本ソフトウェア製品をインストールしたときより成立します。本使用許諾は、キングソフト株式会社がお客様に対して事前の通知を出すことにより、または、お客様が本書面に記載している事項に違反したことにより終了します。

8. 返品について

本ソフトウェア製品ご購入後のお客様の都合による返品は、応じかねます。不具合、もしくは移動機の相性問題等で正常に動作しない場合、お買い上げ後30日以内であれば、返品することができます。それ以降の返品はできません。

9. 広告媒体としての利用

本ソフトウェアをお使いの場合は、本ソフトウェアの一部画面内等を広告媒体として利用するほか、随時ポップアップ広告を表示する可能性があります。

販売元：株式会社ベネフィットジャパン

提供元：キングソフト株式会社

2011年9月7日制定

【フィルタリングサービス for Android】

下記の使用許諾契約は、株式会社ベネフィットジャパンを通じてお申し込みされたお客様（個人または法人を問いません）とAOSデータ株式会社（以下、AOSデータ）との間に締結される法的な契約書です。AOSデータは、お客様が本使用許諾契約の内容に同意される場合に限り、本使用許諾契約の対象となるソフトウェアを使用することを許諾します。ソフトウェアをインストール、複製、使用することまたはCD-ROMの入ったプラスチックケースのビニールカバーをはがすことによって（ダウンロードによる購入の場合は、製品の購入手続きにおいて、本契約書に「同意する」を押下（クリック）された時点で）、お客様は本使用許諾契約の条項に同意し、使用許諾契約が成立したものとみなしますので、その前に本使用許諾契約をよくお読みください。お客様が本使用許諾契約の内容に同意されない場合、AOSデータは、本使用許諾契約の対象となるソフトウェアを使用することを許可いたしません。その場合には、お買い上げ後60日以内に、ご購入を証明するものを添えて、お買い上げ店に購入商品をすべてお戻しください。引き換えに、ご購入代金を払い戻しいたします。（ダウンロードによる購入の場合には、本契約書に「同意しない」を押下（クリック）してください。購入手続きはキャンセルされ、製品を購入・ダウンロードすることはできません。また、ダウンロード販売といえます性質上、同意のうえでご購入された製品の返品・返却は一切できませんのでご注意ください。）

使用許諾契約書

第1条（使用権の許諾）

AOSデータは、本契約記載の条件に従い、「Net Nanny for Android」（以下、本ソフトウェア）に関し、お客様が自己所有するコンピュータ（お客様が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含む）における以下の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。

1. 1台のコンピュータを特定し、その上で本ソフトウェアを使用する権利。

2. 本ソフトウェアの媒体破損時に備え、バックアップ用に複製を1つ作成すること。

第2条（著作権等）

1. 本ソフトウェアおよびマニュアルに関する著作権、特許、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はAOSデータおよび本ソフトウェアの使用許諾権者へ独占的に帰属します。

2. お客様は、AOSデータの事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェア、マニュアルおよび本ソフトウェアのプロダクトキー（以下、「プロダクトキー」）を第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつ、本ソフトウェア、マニュアルおよびプロダクトキーに担保権を設定することはできないものとします。加えて、お客様は、AOSデータの書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス（有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本ソフトウェアおよびプロダクトキーを使用することはできないものとします。

3. お客様は、本ソフトウェアにつき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルま

たは逆アセンブルすることはできないものとします。お客様の改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、AOSデータは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

4. お客様は、AOSデータの文書による同意なしに、本ソフトウェアを複製すること（メディアからハードディスクへの複製、本ソフトウェアを含むアーカイブの作成、ネットワークへの送信などを含む）はできません。ただし第1条の2項の場合を除きます。

第3条（保証および責任の限定）

1. AOSデータは、本契約の締結日から60日に限り、本ソフトウェアのメディアに物理的な欠陥があった場合、当該メディアを無料交換いたします。交換後のメディアに対しては、交換前のメディアに適用されるべき保証期間が適用されるものとします。この場合には、本ソフトウェアに領収書を添えて本ソフトウェアをお買い上げになった販売店までにお戻しください。なお、ダウンロードによる購入の場合には媒体がございませんので、媒体の代品の提供はありません。

2. AOSデータは、前項において明示する場合を除き、本ソフトウェア、マニュアルまたは第4条に定義されるサポートサービスに関して一切の保証を行いません。また、AOSデータは、本ソフトウェアもしくはマニュアルの機能またはサポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアまたはマニュアルの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償をいたしません。3. AOSデータは、第4条1項および2項に記載されるユーザー登録もしくはユーザー登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、同社からお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益および損害については、お客様の責任とさせていただきます。

4. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（本ソフトウェアを含むがこれに限られない）の選択、導入、使用および使用結果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。

本ソフトウェアもしくはマニュアルの使用、サポートサービスならびに第4条3項および4項によりサポートサービスの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関してAOSデータは一切の責任を負いません。

5. 本契約のもとで、理由の如何を問わずAOSデータがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。

第4条（サポートサービス）

1. AOSデータは、同社が定める手続に従ってユーザー登録を行ったお客様に対し、当該ユーザー登録の日から1年を経過する日までを有効期間として、電話またはメールによるサポートサービスを提供いたします。ただし、インターネット接続環境またはメールアドレスをお持ちでないお客様においては、サポートサービスのうち一部が有料となります。なお、ユーザー登録を行ったお客様で、本ソフトウェアのライセンスを更新した場合は、サポート期間も延長されます。

2. お客様は、前項記載のユーザー登録の内容に変更が生じた際には、AOSデータに対し遅滞なく届出を行うものとします。

3. サポートサービスの提供に関するAOSデータの義務は、本条1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、AOSデータは、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。

(a) AOSデータが定める手続に従ってユーザー登録を行っていないお客様

(b) 前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様

(c) サポートサービスの有効期間にないお客様

(d) 本ソフトウェアを、日本語以外の言語に対応するオペレーティングシステムとともに使用しているお客様

(e) 本ソフトウェアに関する内容でない質問のあるお客様

4. AOSデータは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。

(a) システムの緊急保守を行うとき

(b) 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき

(c) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき

(d) 上記以外の緊急事態により、AOSデータがシステムを停止する必要があると判断するとき

5. お客様は、サポートサービスの有効期間が終了する日までにAOSデータが定める手続に従いサポートサービス契約を更新することによって、引き続きサポートサービスの提供を受けることができます。なお、サポートサービス契約の更新には別途費用が必要となります。

6. 前各項にかかわらず、AOSデータは、同社がサポートを終了した本ソフトウェアについては、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。

第5条（契約の解除）

1. お客様が本契約に違反した場合、AOSデータは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェア、マニュアルおよびプロダクトキーを一切使用することができません。

2. お客様は、本ソフトウェア、マニュアル、プロダクトキーおよびそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。

3. 本契約が終了するかまたは解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、マニュアル、プロダクトキーおよびそのすべての複製物をAOSデータへ返却するかまたは破棄するものとします。

第6条（守秘義務）

1. お客様は、(a) 本契約記載の内容、および、(b) 本契約に関連して知り得た情報（本ソフトウェアのプロダクトキー、サポートサービスに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、ID、パスワードならびにサポートサービスの一環としてコンピュータ・ネットワークを介して提供される情報内容を含む）につき、AOSデータの書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、

かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合には AOS データに対して速やかに事前の通知を行うものとします。

2. 前項にかかわらず、下記各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。

- (1) 開示を受けた時に既に公知である情報
 - (2) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - (3) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
 - (4) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - (5) AOS データの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報
3. 前各項の規定は、本契約が解除、期間満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

第7条 (一般条項)

1. お客様は、AOS データの事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアを日本国外へ持ち出すことはできないものとします。理由の如何を問わず、AOS データからお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合(サポートサービス提供の場合を含むが、これに限られない)、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。

2. 本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、特段の特約がない限り本契約の締結以前にお客様と AOS データとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、AOS データは、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容、サポートサービスの内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容は無効となり、最新の AOS データの内容、サポートサービスの内容および告知内容が適用されるものとします。

3. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、大阪地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

販売元：株式会社ベネフィットジャパン

提供元：AOS データ株式会社

2011年9月7日制定

2015年2月1日改定

2015年11月26日改定

■本ソフトウェア利用者に関する情報の取得と利用について

本ソフトウェアでアクティベーションを行う時に、本ソフトウェア利用者のメールアドレスを弊社に送信していただく必要があります。その際、パスワード、秘密の問い、答えも保管されます。また、ライセンス管理の為、同時にコンピュータのハードウェア情報等も弊社に送信されます。お客様がリモート管理機能を利用する時に必要となる情報(閲覧 URL リスト、当ソフトウェアの設定情報等)が送信されます。これらの情報は、本ソフトウェアのライセンス管理、ユーザーサポート、およびお客様ご自身によるリモート管理機能の使用のためだけに利用され、それ以外の目的で利用されること、また第三者に開示・提供されることはありません。

■弊社のプライバシーポリシーについて

以下の URL にアクセスしていただき、ご確認ください。

(<http://benefitjapan.co.jp/privacy.html>)

■料金表 ■

【手数料】

項目	価格
事務手数料	3,000 円
SIM カード再発行手数料	3,000 円
MNP 転出手数料	3,000 円

●パッケージを店頭にてご購入いただいている場合、事務手数料はかかりません。

●初回のご請求については、事務手数料を合算して請求致します。

●SIM カードを再発行または電話番号を変更した場合、以下の点にご注意ください。

- ・「留守番電話サービス」に保存されている伝言メッセージおよび SMS センターに保存されている SMS は、全て消去されます。
- ・「留守番電話サービス」、「転送電話」等は、全ての設定が初期状態に戻ります。

【基本プラン】

月額基本使用料

高速データ通信量	コース (SIM カード種類)		
	音声通話機能付	データ専用	データ専用 SMS オプション付
基本プラン 3GB	1,600 円	900 円	データ専用 コース料金 + 150 円/月
7GB	2,980 円	2,280 円	

●ご利用に応じて通話料・通信料がかかります。

●1 電話番号あたり 3 円/月のユニバーサルサービス料のご負担をお願いしています。(2016 年 7 月現在) この費用につきましては半年ごとに改定されることになっており、お客様のご負担額が変更となる場合がございます。

●本サービスは月途中に利用開始・解約の場合でも、月額使用料の減額、日割計算は致しません。

●「プラン」の変更は、お申出月の翌月から適応されます。

サービスご利用開始後に「コース」の変更をご希望の場合は、ご契約中の SIM カードのコースをご解約いただき、新規でご希望のコースの SIM カードをお申し込みください。

その際事務手数料がかかります。音声通話機能付コースからデータ専用コースへ変更する場合、契約期間に応じ、契約解除料がかかる場合がありますのでご注意ください。

●SIM カードの仕様、性能は予告なしに変更する場合があります。

移動機代

●お申し込み時に選択されました機種を弊社指定金額・回数にてお支払いいただきます。申込書及びマイページにてご確認ください。

【国内通話・通信料】

通信種別	価格
通話料	20 円/30 秒
SMS 送信料	3 円~(70 文字~)/1 回

●通話料金・SMS 通信料金のご請求は 2 ヶ月後のご請求となります。

【高速チケットオプション】

オプション	価格
1 0 0 MB	300 円
5 0 0 MB	1,000 円

購入された高速通信容量の有効期限は、お申し込み日を含め 3 ヶ月となります。有効期限終了および解約後はご利用いただけません。一度購入されたチケット代の返金はお受けできません。

【オプション】 月額 ※得得セット 最大 60 日 500 円 (最大)

オプション	価格	音声付 コース	データ専用 コース
スマホ得得セット (安心・サポート・クラウド)	900 円	●	●
ずっと安心補償	500 円	●	●
遠隔サポート	500 円	●	●
無制限クラウド	500 円	●	●
セキュリティ	380 円	●	●
フィルタリング	570 円	●	●
留守番電話	350 円	●	
キャッチホン	250 円	●	

●ずっと安心補償

移動機交換代金 3,000 円

●留守番電話

電源 OFF 時や、電話に出られない時に、相手のメッセージをお預かりします。最大 3 分、最大 20 件まで録音可能です。お預かりした伝言メッセージは音声電話・テレビ電話それぞれ 20 件ずつ、72 時間保存されます。

●キャッチホン

通話中にかかってきた別の電話を信号音(通話中着信音)でお知らせします。お話し中の通話を保留にしながら、あとからかかってきた電話を受けられます。重要な電話を待っている中でも安心して通話ができます。あとからかかってきた相手とも簡単なボタン操作で切替えができます。

【SMS 代金】

※データ通信専用コースのみご利用いただけません。

SMS 本文に半角カタカナや絵文字を使うと、受信側で正しく表示されないことがあります。送信料金は送信文字数により異なります。

送信文字数		国内 送信料金	国内から海外 へ送信料金	海外から 送信料金
全角	半角英数のみ			
1-70	1-160	3 円	70 円	120 円
71-134	161-306	6 円	140 円	240 円
135-201	307-459	9 円	210 円	360 円
202-268	460-612	12 円	280 円	480 円
269-335	613-765	15 円	350 円	600 円
336-402	766-918	18 円	420 円	720 円
403-469	919-1071	21 円	490 円	840 円
470-536	1072-1224	24 円	560 円	960 円
537-603	1225-1377	27 円	630 円	1,080 円
604-670	1378-1530	30 円	700 円	1,200 円

移動機またはアプリによっては全角最大 670 文字

(半角英数字のみの場合は 1530 文字) までの文字メッセージを送受信できます。全角 71 文字(半角英数字のみの場合は 161 文字)以上の文字メッセージを送信した場合、移動機またはアプリによってはメッセージが分割されて届く場合があります。

1 日に送信できるメッセージは、全角 70 文字(半角英数字のみの場合は 160 文字)以内の場合 200 回未満となります。

【国際電話・国際ローミングの料金について】

通信種別	価格
通話料	弊社ホームページにてご確認ください
SMS 送受信料 (国際)	70 円~(70 文字~)/1 回
国際電話・初期利用限度額	約 10,000 円/月
国際ローミング・初期利用限度額	約 50,000 円/月

【契約解除料】

項目	価格
音声通話機能付コース (6 ヶ月以内)	9,500 円
データ通信専用コース	無料

【ベネフィットジャパンカスタマーサポートセンター】

- ご契約1ヶ月以内のお客様（入会申込書の申込日をご確認ください）

 **050-3331-7420**

- 上記以外のお客様

 **050-3387-0630**

※お問合わせの際は、番号をよくお確かめください。

年末年始・弊社指定休日を除く 11:00～19:00

株式会社ベネフィットジャパン 【本社】 〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町1-5-18 朝日生命道修町ビル8F